



成田市農業協同組合

本 所 千葉県成田市寺台292番地

部室課名	電 話 番 号
------	---------

市外局番 0476

組 合 長 専 務 員 常 勤 監 事	22-6711
---------------------------	---------

【監 査 室】

室 長	22-6807
監 査 課	22-6807

【企画管理部】

部 長	22-6786
総 務 課	22-6711
人事教育課	22-6711
経 理 課	22-6739
審 査 課	22-6691

【共 済 部】

部 長	22-6877
共済普及課	22-6714
共 済 課	22-6713

【金 融 部】

部 長	22-6772
金 融 課	22-6715
金融渉外課	22-6796
ローンセンター	24-2926

【生 活 部】

部 長	22-6857
生 活 課	22-6716

本所内FAX	22-6718
--------	---------

ホームページアドレス <http://www.ja-narita.or.jp>

公 津 支 所	〒286-0004	成田市宗吾3丁目470番地1	電話0476-26-9121
八 生 支 所	〒286-0846	成田市松崎1430番地	電話0476-26-8036
豊 住 支 所	〒286-0807	成田市北羽鳥2029番地	電話0476-37-0003
久 住 支 所	〒286-0819	成田市久住中央1丁目6番地1	電話0476-36-1101
遠 山 支 所	〒286-0127	成田市小菅1417番地1	電話0476-35-0511
中 央 支 所	〒286-0022	成田市寺台292番地	電話0476-22-6712
酒々井支所	〒285-0927	酒々井町酒々井1670番地1	電話043-496-0291
営農部			
営農指導課	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-22-6717
購 買 課	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-20-1971
加 工 販 売 課	〒286-0101	成田市十余三68-161番地	電話0476-36-1341
園 芸 課	〒286-0101	成田市十余三68-161番地	電話0476-36-1541
燃料事業所			
NACS酒々井・LPG	〒285-0921	酒々井町中川104番地2	電話043-496-2036
農産物直売所酒々井店	〒285-0927	酒々井町酒々井1677番地	電話043-496-1000
農産物直売所宝田店	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-24-8611
農業機械事業所			
宝田農機センター	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-22-3815
十余三農機センター	〒286-0101	成田市十余三68-45番地	電話0476-36-1546
酒々井農機センター	〒285-0921	酒々井町中川104番地2	電話043-496-9687
ケアセンター美郷	〒286-0013	成田市美郷台1-15-10	電話0476-23-7711

総代の皆様
総代会には本書を忘
れずにお持ちください



平成31年度

第54回通常総代会

平成30年度事業報告／平成31年度事業計画



成田市農業協同組合

日時／平成31年3月30日
午前9時30分
会場／本所3階大会議室

平成31年度 第54回 通常総代会次第

1. 開 会
2. 組 合 長 挨 拶
3. 来 賓 挨 拶
4. 議 長 選 任
5. 書 記 指 名
6. 議 案 審 議
(第1号議案～第11号議案)
7. 閉 会

J A 綱 領

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

表紙の紹介

JA成田市本所（中央支所）は昭和46年に竣工し、長年にわたりサンポップとして親しまれてきました。JA成田市の中核としてだけでなく結婚式や七五三など多くの組合員にご利用いただきました。来年1月には新総合店舗に移管することから、48年間の役割を終えることとなります。

組合長挨拶

平成31年度第54回通常総代会開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中総代の皆様方には御出席を頂き誠にありがとうございます。

又、御来賓の皆様方には公務多忙なところ御臨席を賜り誠にありがとうございます。平素より当JA事業運営につきまして格別の御指導・御支援を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、国内の景気は緩やかな回復が続いていると言われておりますが、米・中貿易摩擦などにより中国経済の消費鈍化など世界経済の先行懸念が広がっており、年後半には国内の消費税増税も予定されております。このような面から19年度の景気は転換点を迎える可能性も予測されます。また金融市場では日本銀行によるゼロ金利政策により金融機関の経営に厳しい影響が出ております。

JAの金融事業も同様であります。

一方農業を取り巻く環境は農業者の高齢化、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷、生産コストの上昇など依然として厳しい状況におかれております。また、TPP、EPA協定の発効など国内農産物にとっては脅威であり相次ぐ異常気象の発生など、担い手や後継者の育成が阻まれている要因となっております。これらの要因は地域農業の振興にとって深刻な問題であります。当地域も早急な対策が必要と認識しており、行政を始め関係機関との連携強化を図り課題解決に向けて努力してまいります。昨年の農業面においては稲作が、夏の高湿・台風による影響により収穫量の低下に見舞われましたが、当JAの米の販売に於いては品質向上物流合理化施設自動ラック式低温倉庫の活用を販売戦略とし営業活動を展開した結果、昨年を上回る生産者価格を確保出来ました。一方畑作物は暖冬の影響により生育が前進化し市場への出荷量が集中され価格が低迷し厳しい販売となりました。

地域の活性化運動として取組んだ事業としては「みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室・芋作り体験教室」などの開催を通じて食育の理解と地域住民との交流を図りました。また産業祭や直売所、農機ふれあい展示会などのイベントを通じ組合員と共に宣伝活動にもつとめてまいりました。更に地域密着運動として職員による広報誌「みのり」の手渡しによる配布や定期刊行誌「びたみん」の発行によるファン作り、少年野球大会の開催による青少年の健全育成の支援などを果たしてまいりました。また、健全経営に基づく持続的な事業運営の実現に向けて組織基盤整備委員会を立ち上げ新総合店舗建設と支所再編について協議を進めてまいりました。このような中事業実績については、各部門共、力を結集し組合員皆様の御理解・御協力のもと事業管理費の圧縮に努め、経常利益は1億65百万円余となり、当期剰余金1億円余を計上し目標を達成しました。

本年度の事業目標としては組織基盤を強化するため部門間の連携強化により総合力を発揮し組合員の満足度向上と未加入利用者の加入促進運動を展開し、供給高の向上を図り、事業管理費の適切な執行により事業利益目標の達成を図ります。剰余金につきましては健全経営に基づく持続的な事業運営実現に向けて組織再編成を行い、遊休資産処分など抜本的な対策に取り組む事から、単年度でありますマイナス計画となります。本年は第11次3か年地域農業振興計画・経営計画を新たに策定しました。

政府の「農協改革集中実践期間」の期限が本年5月に到来します。掲げた施策を確実に取組み、十分な成果を上げ、組合員や地域の皆様からの評価を高めていくことが極めて重要であります。その為には役職員一丸となってコンプライアンスの徹底を図り不祥事再発防止に努め、組合員、御利用者の満足を自らの喜びとし本年度も益々地域に密着した事業展開をして参りますので皆様の格別なるご理解とご支援をお願い申し上げます。

結びに皆様方の御健勝とご繁栄を御祈念申し上げましてご挨拶といたします。



代表理事組合長
設 楽 憲 一

提 出 議 案

- 第1号議案 組織再編成について (3頁)
- 第2号議案 資産の取得について
資産を次のとおり取得する
名 称 本所及び支所(新総合店舗)
取得予定金額 6億円以内
取得予定日 2020年1月
取得額の調達方法 自己資金
- 第3号議案 定款の一部変更について (4頁)
- 第4号議案 成田市農業協同組合規約の一部変更について (10頁)
- 第5号議案 監事監査規程の一部変更について (11頁)
- 第6号議案 信用事業規程の一部変更について (12頁)
- 第7号議案 平成30年度事業報告及び剰余金処分案の承認について (17頁)
※貸借対照表・損益計算書・注記表は、既に全国農業協同組合中央会及び監事から監査報告書において適法であると報告を受けているので報告事項としている。
(定款41条第3項)
平成30年度剰余金処分案 (52頁)
(独立監査人の監査報告書) (53頁)
(監査報告書) (55頁)
- 第8号議案 会計監査人の選任について (56頁)
- 第9号議案 第11次3か年地域農業振興計画・経営計画について (別冊)
- 第10号議案 平成31年度事業計画設定について (57頁)
- 第11号議案 平成31年度における理事及び監事の報酬について
① 平成31年度における理事(常勤理事3名、非常勤理事18名)の報酬は総額3,619万円とし、各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。
② 平成31年度における監事(常勤監事1名、非常勤監事4名)の報酬は総額1,037万円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。
- 【附帯決議】 ① 決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句その他事項につき修正加除を要するときは、その処置を理事会に一任する。
② 事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。
- 【報告事項】 貸借対照表・損益計算書・注記表及び附属明細書の報告について (29頁～51頁)
JAバンク基本方針について (68頁～69頁)
- 議決権行使書・委任状 (71頁～73頁)

〔提案理由〕

J A経営を取巻く厳しい環境に対応し、組合員・利用者の満足度向上を実現できる事業体として継続するために、現在の経営資源（職員・施設等）を有効活用すると共に本所など耐震基準を満たしていない建物に対しては、抜本的な対策を講じます。そのために本所移転と支所再編を提案したい。

1. 本所移転

新	旧
名称 本所 住所 成田市美郷台3-16-6	名称 本所 住所 成田市寺台292

2. 支所再編成

新	旧
名称 中央支所（仮称） 住所 成田市美郷台3-16-6	名称 八生支所 住所 成田市松崎1430
	名称 豊住支所 住所 成田市北羽鳥2029
	名称 中央支所 住所 成田市寺台292

3. 業務開始予定日 2020年1月14日（火）

第3号議案

定款の一部変更について

〔変更理由〕

- ①組織再編成により変更。
- ②監事監査規程の内容の充実に向けた変更を、監事の知見向上時や監事監査に関する体制の増強時、他での不祥事事例の発生時等、機を捉えて行えるようにするため、所要の修正。
- ③「内部統制システム基本方針」は、JAの理事会決議事項とすべき事項であることから、理事会決定事項として位置付け。
- ④JAバンク基本方針における上部団体への預入義務の見直しが予定されていることから、余裕金の運用に関する規定の変更。
- ⑤組合員の目線に立ったライフプランサポートに対応する為、投資信託等の取扱いを行えるよう、所要の修正。
- ⑥誤植の修正等、所要の修正。
 以上のため、定款の一部を変更する。

新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
(事務所)	(事務所)
第4条 この組合は、主たる事務所を、成田市美郷台に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。	第4条 この組合は、主たる事務所を、成田市寺台に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。
成田市宗吾 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	成田市宗吾 <u>成田市松崎</u> <u>成田市北羽鳥</u>
成田市久住中央 成田市小菅 <u>(削除)</u>	成田市久住中央 成田市小菅 <u>成田市寺台</u>
酒々井町酒々井 成田市宝田 成田市美郷台 成田市十余三	酒々井町酒々井 成田市宝田 成田市美郷台 成田市十余三
第5条～第6条 (略)	第5条～第6条 (略)
第2章 事業	第2章 事業
(事業)	(事業)
第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。	第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。
(1)～(29) (略)	(1)～(29) (略)
<u>(30) 国債、地方債若しくは政府保証債(以下「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)</u> <u>又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
(31) <u>金銭債権（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第1条に規定する証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡（金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、金融商品取引法第2条第8項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる行為を行うことを含む。）</u>	(新設)
(32) <u>特定社債等の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い</u>	(新設)
(33) <u>短期社債等の取得又は譲渡</u>	(新設)
(34) <u>有価証券の私募の取扱い</u>	(新設)
(35) <u>農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理又は(削除)媒介（信用事業規程に定めるものに限る。）</u>	(30) <u>農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理又は、媒介（信用事業規程に定めるものに限る。）</u>
(36) <u>国、地方公共団体、会社等の金銭の取納その他金銭に係る事務の取扱い</u>	(31) <u>国、地方公共団体、会社等の金銭の取納その他金銭に係る事務の取扱い</u>
(37) <u>有価証券、貴金属その他の物品の保護預り</u>	(32) <u>有価証券、貴金属その他の物品の保護預り</u>
(38) <u>振替業</u>	(新設)
(39) <u>両替</u>	(33) <u>両替</u>
(40) <u>金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（同法第28条第8項第4号に掲げる行為に該当するものを除く。）であって第31号に該当するもの以外のもの</u>	(新設)
(41) <u>金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引（同法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）の媒介、取次ぎ又は代理</u>	(新設)
(42) <u>金融等デリバティブ取引（第31号及び第40号に掲げる事業に該当するものを除く。）</u>	(新設)
(43) <u>金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第40号に掲げる事業に該当するもの及び商品取引所法第349条第1項に規定する商品市場における取引の委託の媒介又は代理を除く。）</u>	(新設)
(44) <u>有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第31号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの以外のもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。）</u>	(新設)
(45) <u>有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</u>	(新設)
(46) <u>電子記録債権法第58条第2項の定め</u>	(新設)

新	旧
<p><u>るところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務</u></p> <p>(47) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</p> <p>(48) 前各号の事業に附帯する事業</p> <p>2 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>国債等の売買その他の金融商品取引法第33条第2項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）</u></p> <p>(6) <u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項に規定する信託業務にかかる事業</u></p> <p>(7) 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する事業</p> <p>(8) <u>地方債又は社債その他の債権の募集又は管理の受託</u></p> <p>(9) <u>担保付社債信託法に基づく担保付社債に関する信託事業</u></p> <p>(10) 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第6項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（前項の規定により行う事業を除く）</p> <p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第47号までの事業（第20号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第25号、第27号及び第29号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p>	<p>(34) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</p> <p>(35) 前各号の事業に附帯する事業</p> <p>2 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する事業</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第6項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（前項の規定により行う事業を除く）</p> <p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第34号までの事業（第20号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第25号、第27号及び第29号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p>

新	旧
<p>2～3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第25号から第47号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第25号から第34号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p>
<p>2～8 (略)</p> <p>第11条～第28条 (略)</p> <p>第5章 役職員</p> <p>第29条～第34条 (略)</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。</p>	<p>2～8 (略)</p> <p>第11条～第28条 (略)</p> <p>第5章 役職員</p> <p>第29条～第34条 (略)</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。</p>
<p>2～14 (略)</p> <p>15 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、<u>理事会に報告する</u>ものとする。</p> <p>第36条～第38条 (略)</p> <p>第5章の2 会計監査人</p> <p>第38条の2～第38条の5 (略)</p> <p>(監事に対する報告)</p> <p>第38条の6 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な<u>事実</u>があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。</p> <p>第38条の7 (略)</p> <p>第6章 総会</p> <p>第39条～第43条 (略)</p> <p>(緊急議案)</p> <p>第44条 総会では、第40条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第41条第1項第9号から第14号まで、<u>第16号</u>及び第47条に規定する</p>	<p>2～14 (略)</p> <p>15 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、<u>総会の承認を受ける</u>ものとする。</p> <p>第36条～第38条 (略)</p> <p>第5章の2 会計監査人</p> <p>第38条の2～第38条の5 (略)</p> <p>(監事に対する報告)</p> <p>第38条の6 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な<u>事案</u>があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。</p> <p>第38条の7 (略)</p> <p>第6章 総会</p> <p>第39条～第43条 (略)</p> <p>(緊急議案)</p> <p>第44条 総会では、第40条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第41条第1項第9号から第14号まで、<u>(追加)</u>及び第47条に規定する事</p>

新	旧
<p>事項並びに役員を選任（第32条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。）を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。</p> <p>第45条～第54条（略）</p> <p>第8章 理事会</p> <p>第55条～第56条（略）</p> <p>（理事会の決議事項）</p> <p>第57条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>（1）業務を執行するための方針に関する事項 <u>（1の2）業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項</u></p> <p>（2）～（26）（略）</p> <p>2・3・4（略）</p> <p>第58条～第59条（略）</p> <p>第9章 会計</p> <p>第60条～第61条（略）</p> <p>（余裕金の運用）</p> <p>第62条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この組合が第1項第1号の規定により農林中央金庫への預け金に運用する<u>（削除）</u>総額は、この組合の<u>受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の2分の1</u>を下ってはならない。</p> <p>5（略）</p> <p>第63条～第67条（略）</p> <p>（配当）</p> <p>第68条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めるところによる。</p>	<p>項並びに役員を選任（第32条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。）を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。</p> <p>第45条～第54条（略）</p> <p>第8章 理事会</p> <p>第55条～第56条（略）</p> <p>（理事会の決議事項）</p> <p>第57条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>（1）業務を執行するための方針に関する事項 <u>（新設）</u></p> <p>（2）～（26）（略）</p> <p>2・3・4（略）</p> <p>第58条～第59条（略）</p> <p>第9章 会計</p> <p>第60条～第61条（略）</p> <p>（余裕金の運用）</p> <p>第62条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この組合が第1項第1号の規定により農林中央金庫への預け金に運用する<u>余裕金の総額は、この組合の余裕金総額の3分の2</u>を下ってはならない。</p> <p>5（略）</p> <p>第63条～第67条（略）</p> <p>（配当）</p> <p>第68条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めるところによる。</p>

新	旧
<p>2 この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを<u>計算する</u>。</p>	<p>2 この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを<u>行う</u>。</p>
<p>3 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参酌して組合員の事業の利用分量に応じてこれを<u>計算する</u>。</p>	<p>3 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参酌して組合員の事業の利用分量に応じてこれを<u>行う</u>。</p>
<p>4 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について<u>行う</u>ものとする。</p>	<p>4 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について<u>計算する</u>ものとする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>第69条～72条 (略)</p>	<p>第69条～72条 (略)</p>
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>
<p>附則 <u>この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。前項の規定にかかわらず、第4条の規定については、新総合店舗の業務開始日から適用し、同日までの間は、なお従前の例による。</u></p>	<p>附則 <u>(追加)</u></p>

第4号議案

成田市農業協同組合規約の一部変更について

[変更理由] 定款第35条第15項の変更に伴い、規約の整備を要するため。

新旧対照表

(下線部分は改正部分を示す。)

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>第4章 理事会、監事(削除)、委員会</p> <p>第1節 理事会</p> <p>(理事会の運営に関する事項)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第2節 監事(削除)</p> <p>(監事会)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(監事監査規程)</p> <p>第22条 監事の監査は法令、定款等に規定があるもののほかは、別に定める監事監査規程によるものとする。</p> <p>② 監事監査規程の制定及び変更については、<u>監事が作成し理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>第23条～第62条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 <u>この規約の変更は、関連する定款条文の変更につき、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>第4章 理事会、監事会、委員会</p> <p>第1節 理事会</p> <p>(理事会の運営に関する事項)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第2節 監事会</p> <p>(監事会)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(監事監査規程)</p> <p>第22条 監事の監査は法令、定款等に規定があるもののほかは、別に定める監事監査規程によるものとする。</p> <p>② 監事監査規程の制定及び変更については、<u>監事会で作成し総代会の承認を得なければならない。</u></p> <p>第23条～第62条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 <u>(追加)</u></p>

第5号議案

監事監査規程の一部変更について

〔変更理由〕 定款第35条第15項の変更に伴い、規程の整備を要するため。

新旧対照表

(下線部分が変更箇所。)

新	旧
第1章 本規程の目的	第1章 本規程の目的
第1条～第50条 (略)	第1条～第50条 (略)
(本規程の改廃)	(本規程の改廃)
第51条 本規程の改廃は、 <u>監事の協議による審議を経て行い、理事会に報告する。</u>	第51条 本規程の改廃は、 <u>総代会の承認を受けるものとする。</u>
附則	附則
1～3 (略)	1～3 (略)
<u>4. この規程の変更は、関連する定款条文の変更につき、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。</u>	(追加)

第6号議案

信用事業規程の一部変更について

[変更理由] 定款第7条の変更に伴い、規程の整備を要するため。

新旧対照表

(下線部分は改正部分を示す。)

新	旧
<p>第1 事業の種類</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 債務の保証 <u>又は手形の引受け</u></p> <p>6 <u>有価証券(8に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(書面取次ぎ行為に限る。)</u></p> <p>7 <u>有価証券の貸付け</u></p> <p>8 <u>金銭債権の取得又は譲渡及びこれに附帯する事業</u></p> <p>9 <u>次に掲げる者の業務の代理又は媒介(主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書(金融機関等の業務の代理又は媒介)に定めるものに限る。)</u></p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>10 <u>国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い</u></p> <p>11 <u>有価証券、貴金属その他の物品の保護預り</u></p> <p>12 <u>振替業</u></p> <p>13 <u>両替</u></p> <p>14 <u>店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。)のうち、次に掲げる取引</u></p> <p>イ <u>金利先渡取引</u></p> <p>ロ <u>為替先渡取引</u></p> <p>ハ <u>直物為替先渡取引</u></p> <p>ニ <u>指標先渡取引</u></p> <p>ホ <u>店頭金融先物取引</u></p> <p>ヘ <u>指標先物取引</u></p> <p>ト <u>クレジットデリバティブ取引</u></p> <p>チ <u>スワップ取引</u></p> <p>リ <u>オプション取引</u></p> <p>ヌ <u>指標オプション取引</u></p> <p>15 <u>デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)のうち、次に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p>イ <u>金利先渡取引</u></p> <p>ロ <u>為替先渡取引</u></p> <p>ハ <u>直物為替先渡取引</u></p> <p>ニ <u>指標先渡取引</u></p> <p>ホ <u>店頭金融先物取引</u></p> <p>ヘ <u>指標先物取引</u></p> <p>ト <u>クレジットデリバティブ取引</u></p> <p>チ <u>スワップ取引</u></p> <p>リ <u>オプション取引</u></p>	<p>第1 事業の種類</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 債務の保証 (<u>追加</u>) (<u>新設</u>)</p> <p>6 <u>有価証券の貸付け</u> (<u>新設</u>)</p> <p>7 <u>次に掲げる者の業務の代理又は媒介(主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書(金融機関等の業務の代理又は媒介)に定めるものに限る。)</u></p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>8 <u>国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い</u></p> <p>9 <u>有価証券、貴金属その他の物品の保護預り</u> (<u>新設</u>)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(<u>新設</u>)</p>

新	旧
<p>第2 事業の実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資金の貸付けおよび手形の割引</p> <p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ この組合の地区内に住所又は勤務地を有する組合員以外の個人に対する理事会で定める限度額の範囲内における小口資金の貸付け <u>(前各号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>リ 組合員になることが確実な組合員以外の個人に対するこの組合の地区内に住所を定めるための住宅又は住宅及び宅地の取得に要する資金の貸付け <u>(削除)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 組合員以外の者に対する貸出金の限度 一事業年度において、(1)のハ(ただし、資金の貸付けを除く。)、<u>(削除)</u>ヘ、ト、チ及びリによる資金の貸付け及び手形の割引の合計額は、(1)のイ及びロによる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額の100分の25を超えてはならない。</p> <p>3 債務の保証 <u>又は手形の引受け</u></p> <p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ 組合員のためにする債務の保証 <u>又は手形の引受け</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ この組合に対する貯金又は定期積金を担保として行う債務の保証 <u>又は手形の引受け</u> (ロからハまでに掲げるものを除く)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p><u>7 有価証券の売買等に係る書面取次ぎ</u></p> <p><u>(1) 法令等の定めるところによる。</u></p> <p><u>(2) 手数料</u> 契約に定めるところにより所定の手数料を徴することができる。</p> <p><u>8 国債等の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)</u>又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り <u>法令等の定めるところによる。</u></p> <p><u>9 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに附帯する事業</u> <u>信用事業方法書(金銭債権の取得又は譲渡及びこれに附帯する事業)に定めるところによる。</u></p> <p><u>10 特定社債等の引受け又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い</u> <u>法令等の定めるところによる。</u></p> <p><u>11 短期社債等の取得又は譲渡</u> <u>法令等の定めるところによる。</u></p>	<p>第2 事業の実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資金の貸付けおよび手形の割引</p> <p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ この組合の地区内に住所又は勤務地を有する組合員以外の個人に対する理事会で定める限度額の範囲内における小口資金の貸付け <u>(追加)</u></p> <p>リ 組合員になることが確実な組合員以外の個人に対するこの組合の地区内に住所を定めるための住宅又は住宅及び宅地の取得に要する資金の貸付け <u>(前各号に掲げる者を除く)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 組合員以外の者に対する貸出金の限度 一事業年度において、(1)のハ(ただし、資金の貸付けを除く。)、<u>ホ</u>、ヘ、ト、チ及びリによる資金の貸付け及び手形の割引の合計額は <u>(追加)</u> (1)のイ及びロによる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額の100分の25を超えてはならない。</p> <p>3 債務の保証 <u>(追加)</u></p> <p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ 組合員のためにする債務の保証 <u>(追加)</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ この組合に対する貯金又は定期積金を担保として行う債務の保証 <u>(追加)</u> (ロからハまでに掲げるものを除く)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>12 <u>有価証券の私募の取扱い</u> <u>法令等の定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>13 業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定めるものに限る。） 業務の代理又は媒介については、当該業務を行う法人との契約に定めるところによる。</p>	<p>7 業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定めるものに限る。） 業務の代理又は媒介については、当該業務を行う法人との契約に定めるところによる。</p>
<p>14 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い 当該公共団体等との契約に定めるところによる。</p>	<p>8 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い 当該公共団体等との契約に定めるところによる。</p>
<p>15 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り (1)～(2) (略)</p>	<p>9 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り (1)～(2) (略)</p>
<p>16 <u>振替業</u> <u>法令等の定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>17 両替 依頼者から所定の手数料を徴することができる。</p>	<p>10 両替 依頼者から所定の手数料を徴することができる。</p>
<p>18 <u>店頭デリバティブ取引</u> <u>法令等の定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>19 <u>デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</u> <u>当該取引を行う会社等との契約に定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>20 <u>金融等デリバティブ取引</u> <u>法令等の定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>21 <u>金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</u> <u>当該取引を行う会社等との契約に定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>22 <u>有価証券関連店頭デリバティブ取引</u> <u>法令等の定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>23 <u>有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</u> <u>当該取引を行う会社等との契約に定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>24 <u>ファイナンス・リース取引</u> <u>法令等の定めるところによる。</u> 当該取引に係る組合員以外の者の事業利用分量については、定款第7条第1項第4号の事業の利用分量として、農業協同組合法第10条第17項ただし書を適用する(25において同じ。)</p>	<p>(新設)</p>
<p>25 <u>ファイナンス・リース取引の代理又は媒介</u> <u>当該取引を行う会社等との契約に定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>26 <u>金の取扱い</u> <u>信用事業方法書(金の取扱い)に定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>27 その他の附帯事業 (1)～(3) (略)</p>	<p>11 その他の附帯事業 (1)～(3) (略)</p>
<p>28 <u>投資助言業務</u> <u>法令等の定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>29 <u>登録金融機関業務</u> 法令等の定めるところによる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>30 <u>信託業務</u> 法令等の定めるところによる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>31 <u>信託法第3条第3号に掲げる方法によって</u> <u>する信託に係る事務に関する事業</u> 法令等の定めるところによる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>32 <u>地方債又は社債その他の債券の募集又は管</u> <u>理の受託</u> 法令等の定めるところによる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>33 <u>担保付社債に関する信託事業</u> 法令等の定めるところによる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>34 <u>算定割当量の取得等</u> 法令等の定めるところによる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>35 <u>電子債権記録機関の委託を受けて行う電子</u> <u>債権記録業に係る業務</u> 法令等の定めるところによる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>36 <u>預金保険機構からの委託を受けて行う休眠</u> <u>預金等代替金の支払等に係る業務</u> 法令等の定めるところによる。</p>	<p>12 <u>預金保険機構からの委託を受けて行う休眠</u> <u>預金等代替金の支払等に係る業務</u> 法令等の定めるところによる。</p>
<p>37 <u>前各号の事業に附帯又は関連する手数料</u> <u>契約又は法令等の定めるところにより依頼</u> <u>者から所定の手数料を徴することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第3 この規程に定めるもののほか、信用事業の 実施について必要な事項は、理事会において 別に定める信用事業方法書の定めるところに よる。</p>	<p>第3 この規程に定めるもののほか、信用事業の 実施について必要な事項は、理事会において 別に定める信用事業方法書の定めるところに よる。</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 <u>この規程の変更は、行政庁の承認のあった日</u> <u>から効力を生ずる。</u></p>	<p>附 則 (追加)</p>
<p>(参考) 1・2 (略)</p>	<p>(参考) 1・2 (略)</p>

平成30年度事業報告及び
剰余金処分案の承認について〔平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで〕

事業報告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 組合の事業活動の概況に関する事項

当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

平成30年度は、第10次3か年地域農業振興計画の最終年度を迎え、「農業者の所得増大と農業生産の拡大」「地域の活性化」「メンバーシップの強化」を重点項目として取組んで参りました。

このような中、夏の高湿や台風により米の実績は主食用米、加工用米、飼料用米を合わせて89,690俵となり集荷目標には届きませんでした。しかしながら、行政、生産者団体、現場が一体となり、需要に応じた生産調整が進み、当JAも2年目を迎える米の買取方式、ラック式低温倉庫を活用した販売戦略を展開し、昨年を上回る生産者価格を提示することができました。また畑作の基幹作物である甘藷は酷暑と干ばつ、秋冬大根と人参については暖冬に悩まされ厳しい販売となりました。

地域の活性化については第3回みんなのよい食プロジェクト「稲作り体験教室・芋作り体験教室」を通じて食育の理解と地域住民との交流に努め、「久住朝市」や直売所でのイベントなどを開催。職員による広報誌「みのり」の配布も引き続き行いました。さらに、定期刊行誌「びたみん」を利用したJAファン作り等地域に密着した活動を展開しました。

また、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンスプログラムを実践し、風通しのよい職場づくりに取組みました。

財務状況については自己資本の増強と不良債権の処理に取組み、自己資本比率は13.05%（前年比0.14%増）となり、不良債権比率は0.16%（前年比0.02%減）となりました。

収支状況は信用事業、販売事業、宅地等事業が事業総利益で計画を上回りました。一方事業管理費の圧縮により経常利益は1億65百万円となりました。その結果、当期剰余金を1億円計上しました。

また、健全経営に基づく持続的な事業運営の実現に向けて、6月に組織基盤整備委員会を立ち上げ新総合店舗建設と支所再編について協議を進めてまいりました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

① 信用事業

貯金は、高金利個人定期貯金の満期解約による他行金融商品への流出や、貯金者の高齢化に伴う相続・贈与等の増加が影響し、計画を19億85百万円（計画比97.8%）下回り未達成となりました。また、前年に対しても、個人貯金への取組みを強化したものの、6億32百万円（前年比99.2%）減少し、貯金残高は878億2百万円となりました。

貸出金は、ローン専任担当者による住宅関連業者営業や事業間連携により担い手経営体へ出向く体制が定着し、住宅関連資金や農業関連資金は順調に推移しました。さらに、大口公共資金の実行により、計画を20億93百万円（計画比109.7%）上回り、貸出金残高は237億90百万円となりました。

預金残高は、計画を31億51百万円（計画比94.4%）下回り未達成となりました。また、前年に対しても、18億77百万円（前年比96.6%）減少し、534億68百万円となりました。

有価証券残高は、計画を8億34百万円（計画比92.2%）下回り未達成となりました。また、前年に対しても、11億11百万円（前年比89.8%）減少し、98億65百万円となりました。

貯証率については、前年実績12.12%に対して1.18%減少し、10.94%となりました。

② 共済事業

共済外務専任職員(LA)が中心となり、全戸訪問活動を展開し、組合員・利用者とのつながりを強化しながら、エリア戦略に基づいた普及活動に取り組めました。実績として長期共済新契約 199 億 47 百万円(前年比 106.0%)、年金共済 1 億 53 百万円(前年比 123.1%)となりました。

長期共済保有高は、計画 2,897 億円を掲げましたが、2,834 億 47 百万円(計画比 97.8%)の実績となり、前年より 39 億円の減少となりました。また、年金共済保有高 134 億 5 百万円(計画比 100.9%)の実績となり、1 億 5 百万円の純増となりました。

③ 購買事業

【購買】

自己改革の一環として農業者所得増大の為「需要予測」「重点銘柄への集約」「予約購買」に取り組むとともに肥料・農薬の早期仕入れによる価格引下げの努力にもとづき全農と協力して生産資材価格の引き下げに取り組めました。事業全体の供給高は 5 億 9 百万円で計画を 88 百万円(計画比 85.3%)下回り、前年に対しても 66 百万円(前年比 88.5%)の減少となりました。

【農業機械事業】

展示会、実演会を開催し、全農共同購入トラクター等、低コスト農機の提案を行うとともに、農作業事故の減少にむけて、農機安全使用講習を開催しました。また、1 年を通して格納点検・整備、春秋 2 回の農繁期対策を実施し、積極的に修理活動を行いました。

供給高は、2 億 86 百万円の計画に対して、2 億 65 百万円(計画比 92.69%)役務収入を含めた雑収入は、3,490 万円の計画に対して、3 千万円(計画比 87.07%)と事業収益は計画を下回りました。

【燃料事業】

ガス・燃料油の安全・安定供給を第一とし業務に取り組めました。各種キャンペーンを展開し、事業全体の供給高は、7 億 23 百万円となり、計画を 29 百万円(計画比 104.2%)上回りましたが、経常利益は未達成となりました。

④ 指導事業

【営農】

TAC 活動を中心に生産指導と情報提供を行うとともに、生産者の所得向上のため行政と連携して経営所得安定対策に積極的に取り組めました。さらに、青壮年部及び園芸部活動を積極的に支援すると共に、「みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室・芋作り体験教室」を実施しました。

【生活】

組合員を対象に、2 月に実施した集団検診では 98 名、10 月に実施した人間ドックでは 65 名が受診されました。また、家の光・農業新聞の購読者を募り、JA 生活教育文化活動を広めると共に、JA 女性部の組織強化を図りました。さらに、税金・法律相談、資産の有効活用等、組合員の生活の安定と地域の発展に向け積極的な事業展開を行いました。

⑤ 販売事業

【米穀】

買取販売を実施し有利販売に取り組めました。フレコンタンクの貸出し制度を実施し 18 軒で 7,000 俵が紙袋からフレコン化された事により農家所得の向上と労力軽減に寄与しました。集荷目標数量 104,000 俵に対し 89,690 俵(86.2%)の実績でしたが、平成 30 年度の作況指数 98(やや不良)が集荷にも影響したことから目標を下回りました。目標取扱高については 8 億 88 百万円に対し 10 億 98 百万円(計画比 123.6%)と達成しました。

【園芸】

青果物は、基幹品目である甘藷が上期の前年と比べ高値での販売となりましたが、新芋に切替わった8月以降は、生育時の干ばつによる影響から正品率が低くなり、出荷量並びに販売単価が伸びず、取扱量、販売高ともに目標を大きく下回りました。また、栗の生育は、甘藷同様に干ばつの影響を受け小粒傾向となり取扱量が減ったものの、加工向け販売が堅調だったため平均単価 463 円/kgとなり、前年並みの単価を維持することができました。一方、秋冬大根と人参については、暖冬の影響から出荷量が増え、厳しい販売が続きました。蔬菜、果実の販売実績は、4億 91 百万円(計画比 75.6%、前年比 92.0%)となりました。

直売所は、安定しない天候の影響から生産量が減少し、生産者からの青果物の持込みが減ったことにより売上げが減少しましたが買取販売品を加えると売上実績は 88 百万円(計画比 132.7%、前年比 128.4%)となりました。

【加工販売】

管内で生産される野菜を中心に地場利用の拡大を図りましたが、夏の猛暑、干ばつ、台風等の天候不順により、拡大にはいたりませんでした。この様な中、甘藷の泥付販売や栗の製菓販売など販売の多元化に取り組みました。干し芋「甘芋ん」は、前年に引き続き販売競合から前年を下回り、「鉄砲漬」は定期刊行誌「びたみん」に掲載した反響から販売量が増加しました。地場利用率は 55.4%で前年を 1.5%下回りましたが販売高は6億 56 百万円(計画比 102.8%、前年比 103.5%)となりました。

⑥ 福祉事業

訪問介護は、介護員の確保に努め利用者数の維持を図りましたが、新規の確保に至らず、収益は 78%と未達となりました。通所介護の稼働率は 76.3%で、収益は計画の 98.6%となりました。居宅介護支援の利用者数の計画は未達でしたが、29 年 12 月からの特定事業所加算取得により収益を伸ばしました。事業収入は 88 百万円(計画比 94.4%、前年比 98.2%)となりました。

⑦ 資産管理事業

全農施主代行方式によりマンションの建築と、賃貸住宅の修繕などを行いました。現在賃貸管理を行なっている物件の大半が築後 20 年を超えているため、利用者ニーズに合った間取りへの改修を行い、組合員の収益増加に努めました。事業収入は 29 百万円(計画比 111.7%、前年比 68.8%)となりました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

一 月	4日	決算棚卸監事監査(～5日) 全国監査機構「期末監査I」
	20日	全体役員推薦会議
	23日	第25回酒々井農産物等直売組合総会
	25日	税金・法律相談
	31日	総務・金融・経済委員会、監事会、理事会
二 月	1日	栗選定講習会
	2日	ファッションフェア2018(～3日)
	3日	事業計画必達役職員大会
	6日	決算監事監査(～7日)
	7日	資産管理組合役員会
	8日	成田市農業再生協議会総会
	9日	第10次3か年計画評価会議 農業機械スプリングフェア
	13日	全国監査機構「期末監査II」(～16日)
	16日	第44回青壮年部通常総会
	17日	ふれあい展示会(MC・公津・酒々井)
三 月	26日	金融委員会、監事会、理事会 税金・法律相談
	27日	第16回JA成田市産直組合総会
	1日	地区別説明会(～6日)
	7日	新規就農者水稻講習会
	9日	県団体指導課事前検査
	17日	久住朝市
四 月	23日	金融委員会、監事会、理事会
	24日	第53回通常総代会、監事会、理事会
	26日	税金・法律相談
	3日	第37回園芸部通常総会
	5日	JAバンク教育本贈呈式(成田市)
	9日	JAバンク教育本贈呈式(酒々井町)
	14日	第3回みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室『種まき作業』
	17日	第43回JA成田市年金友の会グラウンドゴルフ大会
23日	税金・法律相談	
25日	監事と代表理事等との定期的会合、金融委員会、監事会、理事会	



全体役員推薦会議
(1月20日)



事業計画必達役職員大会
(2月3日)



第53回通常総代会
(3月24日)



第43回JA成田市年金友の会グラウンドゴルフ大会
(4月17日)

五月

- 10日 支所監事監査(～11日)
- 19日 第3回みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室『田植作業』
年金相談会(公津)
- 23日 第52回JA成田市女性部通常総会
- 25日 金融委員会、監事会、理事会
税金・法律相談
- 26日 久住朝市
- 30日 県団体指導課常例検査(～6月8日)
第24回JA成田市年金友の会ゴルフ大会



第3回みんなのよい食プロジェクト『田植作業』
(5月19日)

六月

- 2日 第3回みんなのよい食プロジェクト芋作り体験教室『植付作業』
- 4日 新規就農者水稻講習会
- 9日 農機ふれあい展示会(～10日)
- 13日 臨時理事会
- 14日 第4回JA成田市年金友の会パークゴルフ大会
新盆展示会(～17日)
- 16日 宝田農産物直売所「創業祭」
年金相談会(久住)
- 22日 第45回JA成田市資産管理組合定期総会
- 23日 年金相談会(本所)
JA共済アンパンマン交通安全キャラバン
- 24日 第10回JA成田市旗杯争奪少年野球大会
(～7月15日)
- 25日 税金・法律相談
- 26日 金融委員会、監事会、理事会、組織基盤整備委員会
酒々井農産物等直売所「夏野菜イベント」(～27日)
- 29日 上半期決算棚卸監事監査(～7月3日)



農機ふれあい展示会
(6月9日・10日)

七月

- 9日 年金友の会理事会
- 12日 臨時理事会
- 13日 タイヤ出張作業カーイベント
- 14日 宝田農産物直売所「盛夏イベント」(～15日)
- 17日 全国監査機構「期中監査I」予備調査
- 20日 JA成田市女性部手芸教室
- 21日 第3回みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室『中間管理』
年金相談会(酒々井)
- 24日 地区説明会(八生・豊住)
- 25日 総務・金融・経済委員会、監事会、理事会
組織基盤整備委員会
税金・法律相談
- 26日 地区説明会(中央)



第10回JA成田市旗杯争奪少年野球大会
(6月24日～7月15日)

八月

- 1日 地区別説明会(～6日)
- 6日 全国監査機構「期中監査I」(～9日)
- 17日 平成30年度産米初検査・北羽鳥新田倉庫(豊住地区)
- 27日 金融委員会、監事会、理事会、組織基盤整備委員会
税金・法律相談
- 28日 第58回成田市栗生産組合通常総会



平成30年度産米初検査
(8月17日)

九
月

- 11日 園芸部甘藷査定会
- 19日 監事会
- 20日 常例検査改善状況第1回ヒアリング
- 25日 金融委員会、理事会、組織基盤整備委員会
税金・法律相談



園芸部甘藷査定会
(9月11日)

十
月

- 6日 第3回みんなのよい食プロジェクト芋作り体験
教室『収穫祭』
- 13日 宝田農産物直売所「サツマイモの日イベント」
- 19日 第40回JA共済交通遺児育英資金募金活動
(JR成田駅)
- 20日 久住朝市「秋の収穫祭」
年金相談会(本所)
- 23日 酒々井農産物等直売所「秋の収穫祭」(~24日)
- 24日 第25回JA成田市年金友の会ゴルフ大会
- 25日 監事と代表理事等との定期的会合、金融委員
会、監事会、理事会、組織基盤整備委員会
税金・法律相談
- 26日 第43回農業機械大展示会(長生郡)(~28日)



第3回みんなのよい食プロジェクトさつまいも収穫作業
(10月6日)

十
一
月

- 6日 千葉県秋冬野菜販売出陣式
全国監査機構「期中監査Ⅱ、Ⅲ」(~7日)
- 7日 成田市産業まつり食味コンテスト
- 9日 第44回成田市農業青年団体 農政座談会
第37回JA千葉県大会
- 12日 第42回JA成田市年金友の会親睦旅行(福島)
(~13日)
- 16日 農業機械実演会
- 17日 第38回成田市産業まつり(~18日)
年金相談会(中央)
- 25日 第40回酒々井町ふるさとまつり
- 26日 税金・法律相談
- 27日 金融委員会、監事会、理事会、組織基盤整備
委員会
資産管理組合親睦旅行(~28日)
- 28日 窓口担当者ロープレ選考会



JA成田市女性部と役職員の対話集会
(12月4日)

十
二
月

- 4日 JA成田市女性部と役職員の対話集会
- 7日 窓口担当者ロープレ選考会 県大会
- 8日 宝田農産物直売所「感謝祭」(~9日)
- 10日 青壮年部と役職員の対話集会
- 11日 酒々井農産物等直売所「年末イベント」(~12日)
- 15日 久住朝市「感謝祭」
- 25日 NACS美郷閉店
金融委員会、監事会、理事会
税金・法律相談
- 26日 決算棚卸監事監査(~1月7日)



青壮年部と役職員の対話集会
(12月10日)

(3) 財務・事業実績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	27年度	28年度	29年度	30年度(当期)
財 務	事 業 利 益	230,398	213,521	78,456	127,376
	経 常 利 益	265,880	244,708	132,879	165,312
	当 期 剰 余 金	179,524	110,751	94,116	100,085
	総 資 産	96,212,169	96,623,884	96,599,157	95,839,139
	純 資 産	5,971,658	5,904,536	5,928,446	5,998,588
信 用 事 業	貯 金	87,873,657	88,591,335	88,341,578	87,802,327
	預 金	53,794,789	55,815,292	55,345,988	53,468,577
	貸 出 金	22,573,018	21,294,990	21,097,885	23,790,403
	有 価 証 券	10,845,558	10,664,588	10,977,208	9,865,870
	国 債	-	-	-	-
	そ の 他	10,845,558	10,664,588	10,977,208	9,865,870
共 済 事 業	長 期 共 済 保 有 高	291,004,883	289,459,614	287,458,847	283,475,005
	短 期 共 済 新 契 約 掛 金	296,777	298,464	302,814	294,343
購 買 事 業	購 買 品 供 給・取 扱 高	1,690,170	1,807,816	1,494,832	1,497,914
販 売 事 業	受 託 販 売 品・取 扱 高	1,347,114	1,419,323	1,376,623	835,417
	買 取 販 売 品・取 扱 高	684,281	735,226	953,586	1,504,349

(4) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率13.05% (平成30年12月31日現在)

(5) 対処すべき重要な課題

① 地域農業振興と自己改革

第11次3か年地域農業振興計画の初年度として、前期に引き続き「農業者所得の増大」と「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦、「地域活性化」へのさらなる貢献、「組合員のアクティブ・メンバーシップ」の確立、「自己改革の実践を支えるJAの経営基盤」のさらなる強化の実現に向けて取組んでまいります。具体的には担い手の期待に応えられる営農指導員の育成と組合員の「声」を反映したJA運営、さらには総合事業体としての機能を発揮し自己改革の完成に向けて、常に必要とされる地域密着のJAを目指してまいります。

② 強固な組織基盤の構築

組合員の高齢化と世代交代が進む中、組織基盤の縮少が懸念されます。また、新総合店舗建設を提案させていただきましたが、今後も老朽化と耐震基準に対応するための施設整備と、持続可能な経営基盤確保に向けた業務の効率化を進める必要があります。このような中、組合員との結び付きを強め、透明性の高い事業運営に努めるとともに、自己資本の充実を図りながら、組織基盤の強化に取り組めます。

③ コンプライアンス態勢の強化

平成29年1月に策定した不祥事再発防止兼整備計画を実践し、信頼回復にむけ従業員一丸となって取組んでまいりました。その結果「要改善JA」の指定が解除されました。今後は、社会的信頼を得るためにコンプライアンスプログラムの充実はもとより、各部門での支所巡回や内部監査による内部けん制機能の強化を図り、万全なコンプライアンス態勢を構築してまいります。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

① 通常総代会

総代会日現在総代数	529名	
出席総代数	実際に出席した総代	261名
	代理人	14名
	書面	133名
	計	408名
出席准組合員数	0名	

重要な議事及び議決事項

第1号議案 定款の一部変更について
 第2号議案 監事監査規程の全部改正について
 第3号議案 信用事業規程の一部変更について
 第4号議案 平成29年度事業報告及び剰余金処分案の承認について
 ※貸借対照表・損益計算書・注記表は既に全国農業協同組合中央会及び監事から監査報告書において適法であると報告を受けているので報告事項としている。(定款41条第3項)
 平成29年度剰余金処分案
 (独立監査人の監査報告書)
 (監査報告書)
 第5号議案 平成30年度事業計画設定について
 第6号議案 平成30年度における理事及び監事の報酬について
 ①平成30年度における理事(常勤理事3名、非常勤理事18名)の報酬は総額3,619万円とし、各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。
 ②平成30年度における監事(常勤監事1名、非常勤監事4名)の報酬は総額1,037万円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。
 第7号議案 退任監事に対する退職慰労金の支給について
 第8号議案 役員を選任について
【付帯決議】 ① 決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句その他事項に修正加除を要するときは、その処置を理事会に一任する。
 ② 事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。
【報告事項】 貸借対照表・損益計算書・注記表及び附属明細書の報告について

(2) 組合員の状況

① 組合員数

(単位：組合人数)

資格区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末	増減		
正組合員	個人	3,431	37	111	3,357	▲ 74	
	法人	農事組合法人	1	-	-	1	-
		その他の法人	3	-	-	3	-
	計	3,435	37	111	3,361	▲ 74	
准組合員	個人	4,213	120	82	4,251	38	
	農業協同組合	-	-	-	-	-	
	農事組合法人	1	-	-	1	-	
	その他の団体	6	-	-	6	-	
計	4,220	120	82	4,258	38		
合計	7,655	157	193	7,619	▲ 36		
備考：当期末正組合員戸数	3,107戸						
当期末准組合員戸数	3,785戸						

② 出資口数

(単位：口)

資格区分	前期末現在	当期増加	当期減少	当期末	増減	
正組合員	個人	734,767	9,149	24,947	718,969	▲ 15,798
	農事組合法人	1	-	-	1	-
	その他の法人	114	-	-	114	-
	計	734,882	9,149	24,947	719,084	▲ 15,798
准組合員	個人	358,653	18,648	11,673	365,628	6,975
	農業協同組合	-	-	-	-	-
	農事組合法人	5	-	-	5	-
	その他の団体	3,073	-	-	3,073	-
計	361,731	18,648	11,673	368,706	6,975	
処分未済持分	9,590	3,594	1,671	11,513	1,923	
合計	1,106,203	31,391	38,291	1,099,303	▲ 6,900	
摘要：(1)出資1口金額		1,000円				
(2)当期末払込済出資総額		1,099,303,000円				

(3) 役員の状況

役員の氏名及び役職等

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	設 楽 憲 一	常 勤	有	
専務理事	西 山 重 男	常 勤	無	経 済 事 業
常務理事	栗 原 廣 行	常 勤	無	金 融 ・ 共 済 事 業
理 事	土 肥 昇	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	高 石 繁 男	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	加 藤 邦 雄	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	幡 谷 公 生	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	佐 瀬 弘 一	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	根 本 秀 夫	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	大 木 清 志	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	居 初 正 芳	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	瀧 澤 良 一	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	山 口 和 久	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	横 瀬 隆 弘	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	吉 川 弘	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	大 木 正 義	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	篠 田 貞 夫	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	石 渡 潤 一	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	斉 藤 孝 壹	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	岡 野 貴 美 江	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	澤 田 節 子	非 常 勤	無	総 務 委 員
代表・常勤監事	上 原 英 隆	常 勤	無	
監 事	丸 久 璋	非 常 勤	無	
監 事	高 梨 誠	非 常 勤	無	
監 事	岩 澤 潤 一	非 常 勤	無	
監 事	野々宮 秀 樹	非 常 勤	無	(員 外)

(4) 職員の状況

職員数の増減

(単位：人)

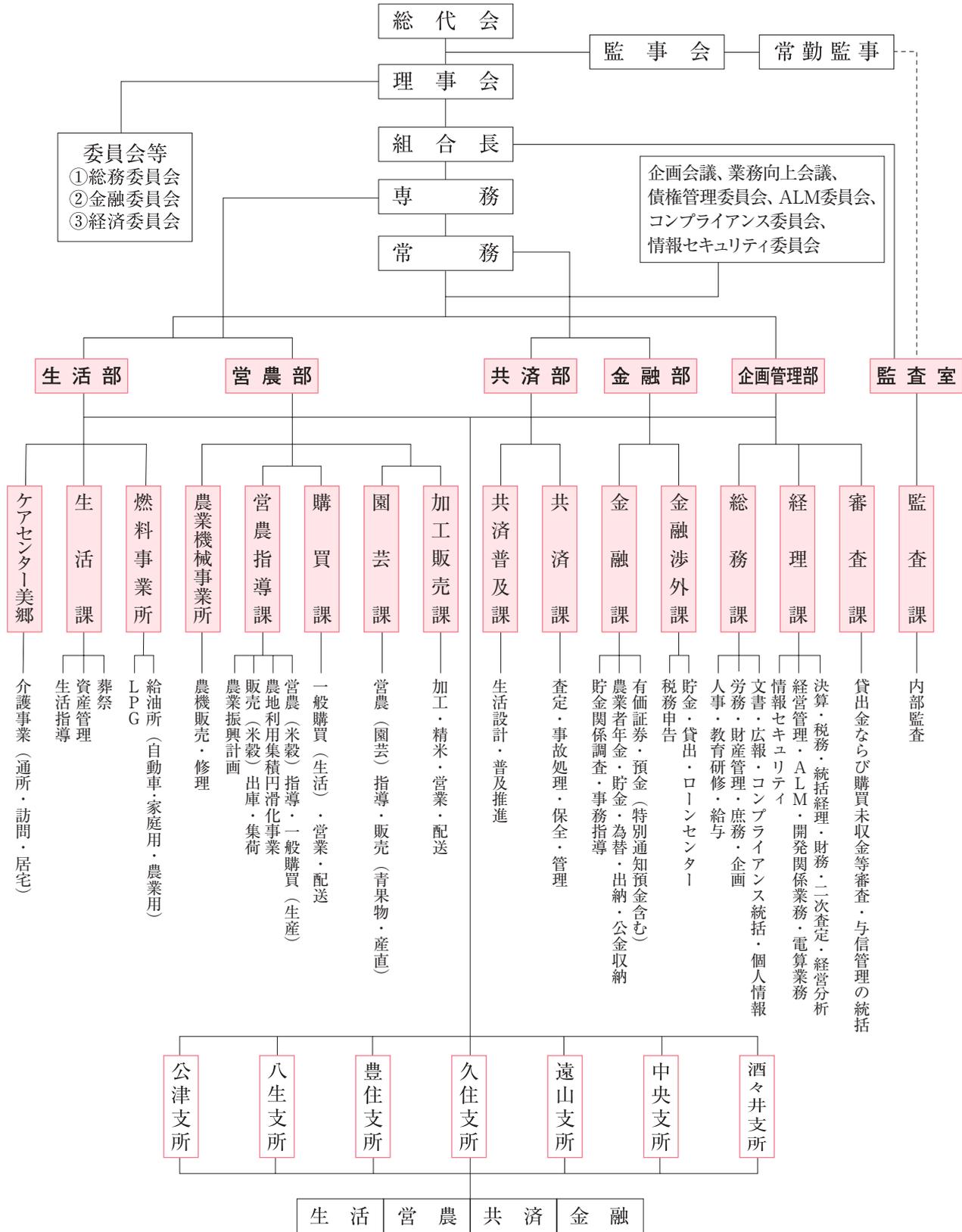
区 分	前年度末	当年度増	当年度減	当 期 末		
				男	女	計
一 般 職 員	1 6 4	4	1 4	9 3	6 1	1 5 4
営農指導員	9	—	—	9	—	9
生活指導員	1	—	—	—	1	1
嘱託職員	2 4	4	2	1 2	1 4	2 6
合 計	1 9 8	8	1 6	1 1 4	7 6	1 9 0

備考：年度末職員数には期末退職者は含みません

(5) 組織の構成

① 組合の機構

成田市農業協同組合機構図



※審査担当役員は専務理事とする

② 組合員組織

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
年 金 友 の 会	4,357名	宝 田 産 直 組 合	56名
青 壯 年 部	32名	酒々井町農産物等直売組合	36名
女 性 部	94名	資 産 管 理 組 合	57名
園 芸 部	64名		

(6) 施設の設置状況

① 組合の施設の状況

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
事務所	公津支所	成田市宗吾3-470-1	
〃	八生支所	成田市松崎1430	
〃	豊住支所	成田市北羽鳥2029	
〃	久住支所	成田市久住中央1-6-1	
〃	遠山支所	成田市小菅1417-1	
〃	中央支所	成田市寺台292	
〃	酒々井支所	酒々井町酒々井1670-1	
〃	本 所	成田市寺台292	
事務所兼倉庫	経済センター	成田市宝田912-1	
店舗	宝田直売所	成田市宝田912-1	
〃	酒々井直売所	酒々井町酒々井1677	
〃	農業機械事業所(宝田)	成田市宝田912-1	
〃	〃 (十余三)	成田市十余三68-45	
〃	〃 (酒々井)	酒々井町中川104-2	
〃	燃料事業所(給油所・LPG)	酒々井町中川104-2	
加工場	園芸センター	成田市十余三68-161	
集荷場	〃	成田市十余三68-161	
精米工場	精米工場	成田市十余三68-161	
農業倉庫	米麦流通合理化施設(自動ラック式低温倉庫)	成田市宝田912-1	
〃	品質向上物流合理化施設(自動ラック式低温倉庫)	成田市赤荻字清水田1595-1	
〃	赤荻低温倉庫	成田市赤荻字清水田1608-1	
〃	酒々井低温倉庫	酒々井町酒々井1670-1	
介護	ケアセンター美郷	成田市美郷台1-15-10	

② 信用事業及び共済事業の委託施設の状況

イ 代理業者数の推移

項 目	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
共済代理店数	1 2	-	1	1 1

ロ 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店数	無し		

平成30年度 貸借対照表

〔平成30年12月31日現在〕

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1 信用事業資産	87,900,674	1 信用事業負債	88,067,753
(1) 現金	478,863	(1) 貯金	87,802,327
(2) 預金	53,468,577	(2) 借入金	1,292
系統預金	53,324,778	(3) その他の信用事業負債	264,133
系統外預金	143,799	未払費用	42,727
(3) 有価証券	9,865,870	その他の負債	221,405
地方債	206,980	2 共済事業負債	397,270
社債	5,747,150	(1) 共済借入金	37,173
受益証券	3,911,740	(2) 共済資金	203,802
(4) 貸出金	23,790,403	(3) 共済未払利息	787
(5) その他の信用事業資産	377,025	(4) 未経過共済付加収入	155,507
未収収益	343,256	3 経済事業負債	271,565
その他資産	33,769	(1) 経済事業未払金	224,408
(6) 貸倒引当金	△ 80,065	(2) 経済受託債務	328
2 共済事業資産	43,004	(3) その他の経済事業負債	46,828
(1) 共済貸付金	37,173	4 設備借入金	285,150
(2) 共済未収利息	787	5 雑負債	266,141
(3) その他の共済事業資産	5,049	(1) 未払法人税等	18,648
(4) 貸倒引当金	△ 5	(2) リース債務	8,792
3 経済事業資産	1,042,210	(3) 資産除去債務	11,712
(1) 経済事業未収金	324,647	(4) その他の負債	226,988
(2) 経済受託債権	3,331	6 諸引当金	176,019
(3) 棚卸資産	691,164	(1) 賞与引当金	15,054
購買品	130,595	(2) 退職給付引当金	140,471
販売品	549,509	(3) 役員退職慰労引当金	20,494
その他の棚卸資産	11,059	7 繰延税金負債	14,522
(4) その他の経済事業資産	24,200	8 再評価に係る繰延税金負債	362,127
(5) 貸倒引当金	△ 1,133	負債の部合計	89,840,551
4 雑資産	122,862	(純資産の部)	
(うち職員厚生貸付金)	(31,891)	1 組合員資本	4,940,230
(うち特例業務負担長期前納金)	(71,937)	(1) 出資金	1,099,303
(その他貸倒引当金)	(△142)	(2) 利益剰余金	3,852,440
5 固定資産	2,835,137	利益準備金	1,951,200
(1) 有形固定資産	2,811,496	その他利益剰余金	1,901,240
建物	2,560,983	特別積立金	1,181,395
機械装置	499,949	残留農薬事故対策積立金	25,000
土地	1,881,863	経営基盤安定化積立金	300,000
リース資産	10,770	施設整備積立金	50,000
その他の有形固定資産	1,303,816	当期末処分剰余金	344,844
減価償却累計額	△ 3,445,886	(うち当期剰余金)	(100,085)
(2) 無形固定資産	23,640	(3) 処分未済持分	△ 11,513
リース資産	1,236	2 評価・換算差額等	1,058,357
その他の無形固定資産	22,404	(1) その他有価証券評価差額金	190,103
6 外部出資	3,895,251	(2) 土地再評価差額金	868,254
(1) 外部出資	3,895,251	純資産の部合計	5,998,588
系統出資	3,799,801		
系統外出資	95,450		
資産の部合計	95,839,139	負債及び純資産の部合計	95,839,139

平成30年度 損益計算書

平成30年1月1日から平成30年12月31日まで (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1 事業総利益	1,756,916	(5) 購買事業収益	
(1) 信用事業収益		購買品供給高	1,497,914
資金運用収益	939,916	購買手数料	6,271
(うち預金利息)	816,118	その他の収益	47,438
(うち有価証券利息)	(336,585)	(6) 購買事業費用	
(うち貸出金利息)	(89,318)	購買品供給原価	1,271,559
(うちその他受入利息)	(348,976)	その他の費用	48,811
(うちその他受入利息)	(41,237)	(うち貸倒引当金繰入額)	(28)
(うちその他受入利息)	17,246	購買事業総利益	231,253
(うちその他受入利息)	97,200	(7) 販売事業収益	
(うちその他受入利息)	9,351	販売品販売高	1,504,349
(うちその他受入利息)	208,159	販売手数料	45,318
(2) 信用事業費用		検査手数料	4,212
資金調達費用	41,827	その他の収益	45,412
(うち貯金利息)	(40,869)	(8) 販売事業費用	
(うち給付補填備金繰入)	(335)	販売品販売原価	1,184,461
(うちその他支払利息)	(623)	その他の費用	138,888
(うちその他支払利息)	7,150	(うち貸倒引当金繰入額)	(247)
(うちその他支払利息)	80,400	販売事業総利益	275,943
(うちその他支払利息)	78,781	(9) 保管事業収益	
(うちその他支払利息)	(6,946)	保管事業収益	11,944
信用事業総利益	731,756	(10) 保管事業費用	5,154
(3) 共済事業収益		保管事業総利益	6,789
共済付加収入	454,338		
共済貸付金利息	421,345		
その他の収益	3,777		
(4) 共済事業費用			
共済借入金利息	29,214		
共済推進費	3,777		
共済保全費	12,266		
その他の費用	3,318		
(うち貸倒引当金戻入益)	2,937		
共済事業総利益	432,037		

科 目	金 額
(11) 宅地等供給事業収益	29,612
(12) 宅地等供給事業費用	6,155
宅地等供給事業総利益	23,457
(13) 福祉事業収益	88,836
(14) 福祉事業費用	24,466
福祉事業総利益	64,370
(15) その他事業収益	14,482
(16) その他事業費用	124
その他事業総利益	14,358
(17) 指導事業収入	5,106
(18) 指導事業支出	28,157
指導事業収支差額	△23,050
2 事業管理費	1,629,539
(1) 人件費	1,142,055
(2) 業務費	130,128
(3) 諸税負担金	71,722
(4) 施設費	272,103
(5) その他事業管理費	13,528
事業利益	127,376
3 事業外収益	38,811
(1) 受取雑利息	697
(2) 受取出資配当金	21,638
(3) 賃貸料	4,818
(4) 償却債権取立益	130
(5) 雑収入	11,526
4 事業外費用	875
(1) 支払雑利息	506
(2) 貸倒引当金戻入益	△39
(3) 寄付金	159
(4) 雑損失	250
経常利益	165,312

科 目	金 額
5 特別利益	10,545
(1) 固定資産処分益	5,601
(2) 一般補助金	4,944
6 特別損失	36,061
(1) 固定資産処分損	6,877
(2) 固定資産圧縮損	4,944
(3) 減損損失	24,239
税引前当期利益	139,796
法人税、住民税及び事業税	43,661
法人税等調整額	△3,950
法人税等合計	39,710
当期剰余金	100,085
当期首繰越剰余金	222,522
土地再評価差額金取崩	22,236
当期未処分剰余金	344,844

注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②時価のないもの : 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法

- 購入品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

4. 引当金の計上方法

引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与引当金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,261,933千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建	物	657,676千円、	構	築	物	30,459千円、	機	械	及	び	装	置	566,243千円
車	輛	・	運	搬	具	1,290千円、	器	具	備	品	6,263千円		

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATMについては、リース契約により使用しています。

3. 担保に供している資産

定期預金のうち、2,500,000千円を為替決済の担保に、定期預金 8,800,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、それぞれ供しています。

4. 役員に対する金銭債権の総額

理事、および監事に対する金銭債権はありません。

5. 信用事業を行う組合の貸借対照表に要求される注記

① 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は11,648千円、延滞債権額は28,035千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,683千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年12月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 633,310千円
- 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

尚、路線価による算出が不可能なものについては、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 減損損失を認識した資産又は資産グループの内容等

(1) 資産グループの内容

当組合では、投資の意志決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、各支所、燃料事業所（NACS美郷、NACS酒々井、LPガス）、及び遊休資産、賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

経済センター、農業機械事業所、園芸センター、ケアセンター美郷、販売、倉庫、指導の各事業については、「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」として相互扶助の理念に基づいた組合員の営農関連施設であり、それ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでないことから共用資産として位置づけ、これらを各支所が共有する、大きなグルーピングの単位としています。

本所については、JA全体の本所管理機能を有する施設であり、組合全体の共用資産と位置づけています。

(2) 減損損失を認識した資産の用途、種類、場所、経緯などの概要

用途	資産	種類	場所	減損損失額 (千円)	経緯	回収可能価額の 算出方法
事業用資産	NACS美郷（給油所、LPG）	建物	成田市美郷台3-16-6	15,244	燃料事業縮小の決議を反映し、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。	
		建物附属設備		170		
		建築物		6,516		
		機械装置		790		
		器具備品		1,295		
遊休資産	倉庫用地	土地	大生字宮前143-1	1	遊休の状態であるため減損の兆候に該当します。当該資産は早期処分対象であることから正味売却価額で評価しましたが、帳簿価格を downward するため、その差額を減損損失として認識しました。	路線価及び固定資産税評価額による公示価格
	倉庫用地	土地	大生字宮前144	5		
	旧久住支所・倉庫	土地	大生字宮前145	22		
	旧久住支所用地	土地	大生字宮前141-2	0		
賃貸資産	農業倉庫用地	土地	成田市北羽鳥字辺田前1713-1	192	一時的な賃貸でなく、当初の取得目的に照らして計画変更があったものとして減損の兆候に該当します。遊休資産と同様に帳簿価格と正味売却価格を比較し、その差額を減損損失として認識しました。	路線価及び固定資産税評価額による公示価格
合計				24,239		

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、7.8%は水田農業等に対するものであり、当該業種をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に企画管理部審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価マニュアルなど厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貯金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変動が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.06%上昇したものと想定した場合には、経済価値が27,795千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスクの変数が一定の場合を前提としており、金利をその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	53,468,577	53,459,270	△9,306
有価証券			
その他有価証券	9,865,870	9,865,870	
貸出金(*1)	23,822,295		
貸倒引当金(*2)	△80,172		
貸倒引当金控除後	23,742,122	24,543,952	801,830
資産計	87,076,569	87,869,093	792,523
貯金	87,802,327	87,830,540	28,212
負債計	87,802,327	87,830,540	28,212

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金31,891千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託について

は、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)
貸借対照表計上額

外部出資(*)	3,895,251
合計	3,895,251

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	53,468,577					
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	100,000	300,000	100,000	500,000	2,600,000	6,000,000
貸出金 (*1,2)	1,595,078	1,424,909	1,499,292	1,528,463	1,420,135	16,322,523
合計	55,163,656	1,724,909	1,599,292	2,028,463	4,020,135	22,322,523

(*1) 貸出金のうち、当座貸越95,751千円については「1年以内」に含めています。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金 (*1)	72,488,413	7,329,760	7,349,667	282,263	259,692	92,531
設備借入金	41,459	37,732	35,459	34,100	34,100	102,300
合計	72,529,872	7,367,492	7,385,126	316,363	293,792	194,831

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額 (*)
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるもの	地方債	206,980	200,850	6,129
	社債	5,747,150	5,602,191	144,958
	公社債投資信託	3,911,740	3,800,000	111,740
	小 計	9,865,870	9,603,042	262,827
合 計		9,865,870	9,603,042	262,827

(*) なお、上記の評価差額から繰延税金負債72,724千円を差引いた額190,103千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
受益証券	2,024,700	97,200	80,400
合 計	2,024,700	97,200	80,400

VI 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る事項

1. 採用している退職給付制度

従業員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	189,707千円
退職給付費用	28,936千円
退職給付の支払額	△47,229千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△30,943千円
期末における退職給付引当金	140,471千円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	993,872千円
特定退職金共済制度	△279,481千円
確定給付企業年金制度	△573,920千円
未積立退職給付債務	140,471千円
退職給付引当金	140,471千円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	66,878千円
出向負担金受入	△181千円
退職給付費用	66,697千円

(注) 上記費用に含まれている特定退職共済制度への拠出金37,941千円は「福利厚生費」で処理しています。

2. 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき存続組合から将来見込額として示された特例業務負担金の金額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,948千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は195,560千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	563千円
賞与引当金	4,163千円
未払費用否認額	3,632千円
退職給付引当金	38,865千円
役員退職慰労引当金	5,670千円
その他	38,588千円
繰延税金資産 小計	91,484千円
評価性引当額	△33,192千円
繰延税金資産 合計 (A)	58,291千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	△72,724千円
固定資産（資産除去債務対応）	△90千円
繰延税金負債 合計 (B)	△72,814千円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△14,522千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	4.39%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△2.14%

住民税等均等割額	1.93%
法人税額の特別控除額	△4.47%
評価性引当金額	2.32%
その他	△1.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.41%

Ⅷ その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の倉庫等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～23年、割引率は0.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11,725千円
時の経過による調整額	47千円
資産除去債務の履行による減少額	△60千円
期末残高	11,712千円

2. 貸借対照表上に計上している以外の資産除去債務

当組合は、経済センター駐車場、園芸センター施設用地に関して、不動産賃貸契約に基づき、退却時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該駐車場、施設用地は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

附属明細書

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

1. 貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細 (施行規則第141条第1項第1号)

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	1,106,203	31,391	38,291	1,099,303
利 益 剰 余 金	3,746,546	192,322	86,428	3,852,440
利益準備金	1,931,200	20,000	—	1,951,200
その他利益剰余金	1,815,346	172,322	86,428	1,901,240
特別積立金	1,181,395	—	—	1,181,395
残留農業事故対策積立金	25,000	—	—	25,000
経営基盤安定化積立金	300,000	—	—	300,000
施設整備積立金	—	50,000	—	50,000
当期末処分剰余金	308,950	122,322	86,428	344,844
処分未済持分	△ 9,590	△ 3,594	△ 1,671	△ 11,513
合 計	4,843,159	220,119	123,048	4,940,230

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細 (施行規則第141条第1項第2号)

(単位：千円)

種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 価 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高	当 期 償 却 額	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率	
有 形 固 定 資 産	建 物	2,569,446	14,438	22,901 (15,414)	2,560,983	40,320	1,897,624	74.10%
	機 械 装 置	493,102	14,994	8,147 (790)	499,949	24,854	391,403	78.29%
	土 地	1,919,276	36,965	74,378 (223)	1,881,863			
	リ ー ス 資 産	—	11,202	432	10,770	1,742	3,683	34.20%
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—			
	その他の有形固定資産	1,344,428	21,861	62,474 (7,811)	1,303,816	43,987	1,153,175	88.45%
	計	6,326,254	99,463	168,334 (24,239)	6,257,382	110,904	3,445,886	
無 形 固 定 資 産	リ ー ス 資 産	1,854	—	618	1,236	618		
	その他の無形固定資産	29,618	3,231	10,445	22,404	10,445		
	計	31,472	3,231	11,063	23,640	11,063		
合 計	6,357,726	102,694	179,397 (24,239)	6,281,023	121,967			

注1 当期減少額の括弧内の金額は当年度の減損損失の金額です。また、「当期末残高」欄は、減損損失控除後の金額です。

(3) 外部出資の明細 (施行規則第141条第1項第3号)

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資	厚 生 連	370	—	—	370
	農 林 中 央 金 庫 (うち後配出資)	3,129,101 (3,018,000)	— (—)	— (—)	3,129,101 (3,018,000)
	全 農	76,900	—	—	76,900
	全 共 連	592,200	—	—	592,200
	酪 連	1,230	—	—	1,230
	計	3,799,801	—	—	3,799,801
系 統 外	株				
	(株) 農 協 観 光	1,000	—	—	1,000
	(株) 日 本 農 業 新 聞	50	—	—	50
	(株) ジェイエイライフ	1,000	—	—	1,000
	(株) 千葉県JA情報センター	34,500	—	—	34,500
その他					
千 葉 県 農 業 信 用 基 金 協 会	58,900	—	—	58,900	
計	95,450	—	—	95,450	
合 計	3,895,251	—	—	3,895,251	

(4) 引当金等の明細 (施行規則第141条第1項第5号)

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	そ の 他	
貸 倒 引 当 金	74,176	81,347	—	74,176	81,347
一 般 貸 倒 引 当 金	71,357	79,310	—	71,357	79,310
うち信用事業	70,299	78,083	—	70,299	78,083
うち共済事業	16	5	—	16	5
うち購買事業	278	253	—	278	253
うち販売事業	532	780	—	532	780
うちその他事業	47	46	—	47	46
うち事業外	182	142	—	182	142
個 別 貸 倒 引 当 金	2,819	2,036	—	2,819	2,036
うち信用事業	2,819	1,982	—	2,819	1,982
うち購買事業	—	54	—	—	54
賞 与 引 当 金	13,662	15,054	13,662	—	15,054
退 職 給 付 引 当 金	189,707	28,936	78,172	—	140,471
役員退職慰労引当金	17,101	3,861	469	—	20,494
合 計	294,648	129,200	92,304	74,176	257,366

(注) 一般貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率等による洗替額です。個別貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、個別債権の回収及び回収可能性の見直しによる戻入額です。

(5) 役員との間の取引の明細（施行規則第141条第1項第7号）
役員との間の取引の明細はありません。

(6) 事業管理費の明細（施行規則第141条第1項第8号）

（単位：千円）

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役員報酬	43,551
	給料手当	854,786
	（うち賞与引当金繰入額）	(15,054)
	福利厚生費	211,099
	退職給付費用	28,755
	役員退職慰労金	—
	役員退職慰労引当金繰入	3,861
	計	1,142,055
業 務 費	会議費	4,856
	接待交際費	2,594
	宣伝広告費	2,027
	通信費	14,425
	印刷・消耗品費	19,888
	図書・研修費	8,371
	事務委託費	75,023
	旅費	2,939
	計	130,128
諸 税 負 担 金	租税公課	35,202
	支払賦課金	15,608
	分担金	20,912
	計	71,722
施 設 費	減価償却費	121,967
	保守修繕費	22,172
	保険料	12,528
	水道光熱費	36,586
	賃借料	15,561
	消耗備品費	6,862
	車両費	475
	施設管理費	55,949
	計	272,103
その他事業管理費		13,528
合 計		1,629,539

(7) 事業別の明細（施行規則第141条第2項）

(ア) 信用事業

① 貯金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
当 座 性 貯 金	32,934,510
定 期 貯 金	54,013,508
定 期 積 金	854,308
合 計	87,802,327

② 貸出金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
手 形 貸 付 金	26,548
証 書 貸 付 金	22,159,104
当 座 貸 越	95,751
金 融 機 関 貸 付	1,509,000
合 計	23,790,403

③ 預金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
系 統 預 金	53,324,778
系 統 外 預 金	143,799
合 計	53,468,577

④ 有価証券

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
国 債	—
地 方 債	206,980
政 府 保 証 債	—
金 融 債	—
社 債	5,747,150
受 益 証 券	3,911,740
合 計	9,865,870

(イ) 共済事業

① 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	当 期 末 残 高
生 命 総 合 共 済	18,605	110,916,309
終 身 共 済	5,785	57,334,518
定 期 生 命 共 済	7	225,000
養 老 生 命 共 済	3,524	24,452,124
こ ども 共 済	2,026	11,484,500
医 療 共 済	3,714	24,736,050
が ん 共 済	1,395	125,500
定 期 医 療 共 済	558	2,467,400
介 護 共 済	636	1,340,716
生 活 障 害 共 済	20	—
年 金 共 済	2,966	235,000
建 物 更 生 共 済	10,048	172,558,696
合 計	28,653	283,475,005

(注) 金額は年度末の保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）です。

② 医療共済の入院共済金額保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
医 療 共 済	3,714	20,571
が ん 共 済	1,395	9,664
定 期 医 療 共 済	558	2,805
合 計	5,667	33,040

(注) 金額は入院共済金額です。

③ 介護共済の介護共済金保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
介 護 共 済	636	2,105,729
生活障害共済(一時金型)	8	68,000
生活障害共済(定期年金型)	12	15,600

(注) 金額は介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金額です。

④ 年金共済の年金保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
年 金 開 始 前	2,167	1,473,858
年 金 開 始 後	799	532,631
合 計	2,966	2,006,490

(注) 金額は、年金金額 (利率変動型年金にあっては、最低保障年金金額) です。

⑤ 短期共済新契約高 (単位：千円)

種 類	金 額	掛 金
火 災 共 済	5,097,220	4,960
自 動 車 共 済		246,999
傷 害 共 済	14,734,500	1,549
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	4,000	49
賠 償 責 任 共 済		187
自 賠 責 共 済		40,597
合 計		294,343

(注) 金額は保障金額です。

(ウ) 購買事業 (単位：千円)

品 目		購買品供給高
生 産 資 材	肥 料	159,628
	農 薬	162,120
	飼 料	3,951
	農 業 機 械	259,628
	自動車 (除く二輪)	15,482
	燃 料	603,323
	そ の 他	118,084
	小 計	1,322,219
生 活 物 資	食 品	
	米	5,043
	そ の 他 食 品	18,402
	L P ガ ス	110,044
	そ の 他	42,205
小 計	175,695	
合 計	1,497,914	

(エ) 販売事業

① 受託販売品

(単位：千円)

品 目	取 扱 高
米	279,471
麦 ・ 豆 ・ 雑 穀	5,643
野 菜	381,531
果 実	109,862
産 直	58,908
合 計	835,417

② 買取販売品

(単位：千円)

品 目	当 年 度 末
米	818,237
産 直	29,131
加 工 販 売	656,980
合 計	1,504,349

(オ) 保管事業

(単位：千円)

科 目	当 年 度 末
収 益	
保 管 料	11,944
計	11,944
費 用	
労 務 費	3,651
保 全 管 理 費	890
車 両 ・ 燃 料	396
そ の 他 費 用	215
計	5,154
差 引	6,789

(カ) 宅地等共給事業

(単位：千円)

科 目	当 年 度 末
収 益	
供 給 手 数 料	6,607
アパ-ト入居斡旋料	7,103
アパ-ト管理手数料	11,334
雑 収 入	4,568
計	29,612
費 用	
アパ-ト入居斡旋費	5,115
アパ-ト管理費用	260
そ の 他 の 費 用	779
計	6,155
差 引	23,457

(キ) 福祉事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末	
収	福祉収益	福祉受託料	907
		高齢者生活支援事業収益	141
		福祉雑収入	158
		計	1,207
益	介護保険 事業収益	訪問介護収益	11,612
		通所介護収益	61,107
		居宅介護支援収益	14,909
		計	87,629
計		88,836	
費 用	福祉費用	労務費	19,098
		材料費	2,798
		車両・燃料費	1,298
		その他	1,271
		計	24,466
差 引		64,370	

(ケ) 指導事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収 益	実費収入	3,024
	指導補助金	2,082
	計	5,106
費 用	営農改善費	2,900
	組織対策費	10,545
	農政対策費	3,341
	教育情報費	6,267
	生活改善費	2,984
	業務相談費	640
	その他費用	1,478
	計	28,157
差 引		△ 23,050

2. 事業報告の附属明細書

(1) 役員に対する報酬等の明細（施行規則第142条第1項第1号）

（単位：千円）

区 分	当期中の報酬等支払額	総会（又は総代会）で定められた報酬等限度額
理 事	33,807	36,190
監 事	9,743	10,370
合 計	43,551	46,560

（注1）当期中の役員退職慰労金の支払額は次のとおりです。

監 事 469千円
計 469千円

(2) 役員の内職等の明細（施行規則第142条第2号）

区 分			氏 名	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
代表理事組合長	常 勤	有	設楽 憲一	全国農業協同組合連合会千葉県本部	運営委員
代表理事組合長	常 勤	有	設楽 憲一	全国共済農業協同組合連合会千葉県本部	運営委員

部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,695,155	939,916	454,338	2,420,430	875,363	5,106	
事業費用②	2,938,239	208,159	22,300	1,996,153	683,468	28,157	
事業総利益③ (①-②)	1,756,916	731,756	432,037	424,277	191,895	△23,050	
事業管理費④	1,629,539	646,506	284,584	451,496	160,809	86,142	
(うち減価償却費⑤)	(121,967)	(27,195)	(7,558)	(65,246)	(20,567)	(1,399)	
(うち人件費⑤')	(1,142,055)	(440,855)	(223,854)	(298,708)	(100,708)	(77,927)	
※うち共通管理費⑥		189,168	102,151	56,750	22,700	7,566	△378,337
(うち減価償却費⑦)		(13,127)	(7,089)	(3,938)	(1,575)	(525)	(△26,255)
(うち人件費⑦')		(99,594)	(53,781)	(29,878)	(11,951)	(3,983)	(△199,189)
事業利益⑧ (③-④)	127,376	85,250	147,453	△27,219	31,086	△109,193	
事業外収益⑨	38,811	15,971	8,624	6,255	7,154	805	
※うち共通部分⑩		15,971	8,624	4,791	1,916	638	△31,942
事業外費用⑪	875	404	218	144	92	16	
※うち共通部分⑫		404	218	121	48	16	△808
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	165,312	100,817	155,859	△21,108	38,148	△108,404	
特別利益⑭	10,545	5,272	2,847	1,581	632	210	
※うち共通部分⑮		5,272	2,847	1,581	632	210	△10,545
特別損失⑯	36,061	18,030	9,736	5,409	2,163	721	
※うち共通部分⑰		18,030	9,736	5,409	2,163	721	△36,061
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	139,796	88,059	148,970	△24,935	36,617	△108,914	
営農指導事業分配額⑲		33,763	11,980	55,546	7,624	△108,914	
営農指導事業分配後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	139,796	54,295	136,989	△80,482	28,993		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1. 共通管理費及び営農事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費

$$\frac{\text{業務人数の割合} + \text{事業損益の割合}}{2}$$

(2) 営農指導事業

営農指導による各事業の影響度合いを配賦割合とした。

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	50	27	15	6	2	100
営農指導事業	31	11	51	7		100

平成30年度剰余金処分子案

(単位：円)

1. 当期末処分剰余金	344,844,830
2. 剰余金処分子額	
(1) 利益準備金	25,000,000
(2) 任意積立金	100,000,000
施設整備積立金	(100,000,000)
(3) 出資配当金	10,869,566
3. 次期繰越剰余金	208,975,264

- (注) 1. 出資配当は年1.0%の割合である。
 ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算とする。
2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりである。
3. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額6,000千円が含まれている。

<別表>

(単位：円)

種 類	積 立 目 的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (平成30年 12月31日現在)
残留農薬事故 対策積立金	残留農薬事故発生に備える	25,000,000	目標額 まで	事故 発生年	25,000,000
経営基盤安定化 積立金	組合の資産や信用リスクなどの 支出及びその他重大な臨 時損失の発生に備え組合経 営基盤の安定を図る	300,000,000	目標額 まで	発生年	300,000,000
施設整備積立金	施設の取得、改修、解体 などに充てるため	500,000,000	目標額 まで	発生年	50,000,000

監 査 報 告 書

独立監査人の監査報告書

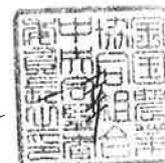
平成31年 2月27日

成田市農業協同組合
理事会 御中

全国農業協同組合中央会

監査委員長

大森



本会は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第7条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の法第37条の2第1項の規定に基づき、成田市農業協同組合の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの平成30事業年度の農業協同組合法第36条第2項に定める書類、すなわち事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表並びに附属明細書について監査を行った。

決算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

本会の責任は、本会が実施した監査に基づいて、独立の立場から決算書類に対する意見を表明することにある。本会は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて定めた「農業協同組合中央会監査基準」に準拠して監査を行った。監査の基準は、本会に決算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、決算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、本会の判断により、不正又は誤謬による決算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、本会は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、決算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての決算書類の表示を検討することが含まれる。

本会は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

監査の結果、本会の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い組合の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

組合と監査に従事した監査士との間には、全国農業協同組合中央会監査規程の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

監 査 報 告 書

私たち監事は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの第 30 事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等を定め、理事、内部監査部門その他使用人及びその他監事が適切に職務を遂行するに当たり必要と判断した者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、全国農業協同組合中央会から「独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項」及び「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項」（旧農協法施行規則第 151 条）について通知及びその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、全国農業協同組合中央会が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査報告の内容の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案及び附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 全国農業協同組合中央会の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 剰余金処分案は、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。
- (3) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 全国農業協同組合中央会の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関し指摘すべき事項は認められません。

平成 31 年 2 月 27 日

成田市農業協同組合

代表 監 事
及び常勤監事

上 原 英 隆 

監 事

丸 久 璋 

監 事

高 梨 誠 

監 事

岩 澤 潤 一 

監 事

野々宮 秀 樹 

(注) 監事野々宮秀樹は農協法第 30 条第 14 項に定める員外監事です。

以 上

〔提案理由〕

平成27年に改正された農業協同組合法に基づき、当組合は2019年9月末までに会計監査人を選任する必要があることから、今回、会計監査人の選任をお願いするものです。

また、本議案につきましては、監事の協議による決定に基づいております。

1. みのり監査法人を会計監査人の候補者とした理由

監事が、みのり監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての品質管理体制、独立性、専門性及び適切性の有無、当組合の総合事業に対する理解度等を総合的に勘案のうえ検討した結果、当該監査法人が、当組合の会計監査人として適任であると判断したことに基づくものであります。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者の名称、主たる所在地、沿革及び概要等は、次のとおりです。

(平成30年12月31日現在)

名 称	みのり監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町	
沿 革	平成29年6月 平成29年7月	みのり監査法人設立 業務開始	
概 要	出 資 金	175百万円	
	構成人員	社 員 (公認会計士)	33名
		特定社員	2名
		職 員	
		公認会計士	38名
		農協監査士	43名
		その他職員	9名
		合 計	125名

基本方針

農業を取り巻く環境は、生産者の高齢化、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷、生産コストの上昇など依然として厳しい状況におかれています。また、JAを取り巻く環境も、前述に加え、次世代との関係構築など、組織基盤の強化が喫緊の課題となっています。将来を見据えた地域農業の発展に向け、担い手の育成・支援、生産コストの低減、地域生産振興や6次産業化の促進、食の安全・安心への取り組みなどを着実に実践する必要があります。

このような中、昨年11月に第37回JA千葉県大会が開催され、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合の確立～自己改革を結実させ、組合員とともに未来を創る～」に取組むこととし、当JAは「農業者の所得増大と農業生産の拡大」「地域の活性化」「アクティブメンバーシップの確立」「自己改革の実践を支える経営基盤の強化」を地域営農ビジョンに掲げ、第11次3か年地域農業振興計画・経営計画を策定しました。政府の「農協改革集中実践期間」の期限が今年5月に迫る中、掲げた施策に確実に取組み、十分な成果を上げ、組合員やJAグループ外部からの評価を高めていくことが極めて重要なことになってまいりますので、役職員一丸となって取組めます。

本年度の事業としては組織基盤を強化するため、部門間の連携を強化してJAの総合力を発揮し、組合員の満足度向上と未加入利用者の組合加入を勧めると共に取扱高と供給高を伸ばしつつ、事業管理費の執行を適切に行い事業利益を確保します。剰余金につきましては健全経営に基づく持続的な事業運営実現に向けて、組織再編成を行い、遊休資産処分など抜本的な対策に取組むことから単年度ではありますがマイナス計画となります。

さらに、コンプライアンス・プログラムに基づく事業展開により、コンプライアンスの徹底と不祥事再発防止策を、全役職員が一体となって取組めます。また、JA成田市のビジョンである「元気」と「安心」をお届けする地域一番のリーダーを目指し、組合員・利用者の満足度を自らの喜びとし、生きがいを感じる活力ある職場作りに努めます。本年度も地域に密着した事業に取組めますので、組合員の皆様の格別なるご理解とご支援をお願い申し上げます。

協同の力で農業と地域を豊かに
地域に密着した事業活動
愛され、親しまれ、信頼されるJA

指 導 事 業

基本方針

J A成田市管内の農業は、高齢化と後継者不足に伴い、農業生産基盤が弱体化する中で、地域の農業を維持していく事が最重要課題となっております。第11次3か年地域農業振興計画初年度となりますが計画達成に向けて取組んでまいります。国の農業政策が変化する中で、関係機関と一体となって農業者の所得確保と経営安定に努めます。

重点実施事項

(単位：千円)

	項 目	実 施 内 容	事業費支出計画	
			前年実績	本年計画
事 業 計 画	営 農 改 善	組合員の所得向上を目指し、安全で安心な農産物の生産と販売体制を確立し、農業経営の安定に努めます。(公財)成田市農業センターと連携し、農地の利用集積・流動化を進め、担い手の育成・地域振興作物の振興とブランド化を進めてまいります。	2,900	3,130
	生 活 文 化	組合員、利用者の健康増進のため、生活習慣病を中心とした各種疾病の予防・早期発見に向けて、自らが「自分の健康は自分で守る」意識の高揚を図ることを目的に、集団健康診断・巡回人間ドックの受診を促進します。また、高齢者介護について、一人ひとりの多様なニーズや住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの充実を図ります。さらに、地場産の大豆を利用した無添加のこだわり味噌を女性部と連携して醸造し、地域へ提供して参ります。さらに文化活動の一環として家の光普及推進に取り組めます。	2,984	2,950
	組 織 強 化	支部組織、生産組織、青壮年部、女性部とJA事業との結びつきの充実強化を図り、後継者対策に取り組めます。	10,545	10,585
	農 政 対 策	地域農業振興や新たな米政策への取組みと、系統組織の行う農政活動に積極的に参加します。また行政及び関係機関との連携を密にし、地域の発展に努めるとともに食育・米消費拡大運動への取り組みます。	3,341	3,475
	教 育 情 報	広報「みのり」を毎月発行し、地域内農業の動向・農政活動の情報を提供し、組合員との意思疎通に努め、JAの正しい理解を進めるほか、ホームページの活用による情報開示に努めます。定期刊行誌「びたみん」を継続して発行致します。	6,267	6,850
	都 市 化 対 策	市街化農地所有の組合員に対する税務、相続等の相談業務の実施、土地利用に関する情報の提供により有効な資産運用の推進を図ります。	640	720
		そ の 他	1,478	1,380
	合 計		28,157	29,090

販 売 事 業

1. 米 穀

基本方針

本年度も買い取り販売を実施し、価格設定に際しては市場動向を注視しながら進めて参ります。

平成31年度産米の集荷目標を104,000俵とし、全量集荷に取り組めます。

JA系統機関と連携し、フレコンバックによる集荷を促進し、有利販売に取り組めます。

重点実施事項

- ① 戸別訪問による、所得増大につながる「ふさおとめ」、「ふさこがね」の品種誘導をします。
- ② 認定農業者、担い手への訪問を強化します。
- ③ 成田市農業再生協議会が実施する米政策の加入促進を推進します。
- ④ 成田市農業センターとの連携を図ります。
- ⑤ ラック倉庫利用を促進します。
- ⑥ 米トレーサビリティ法に基づく体制の充実に取り組めます。

2. 園 芸

基本方針

畑作では、労働力減少と後継者不足により、作付面積の減少や機械作業の出来る作物に転換が進み、これ以上の規模拡大は望めない現状にあります。そのような中、園芸センターの機能をフル活用し、労力軽減に向けてコンテナ出荷が出来る加工用野菜の推進や、直接販売で全量買取が出来る作物の栽培の提案を進めます。

重点実施事項

- ① クイックスイートの適切な作付面積への拡大と有利販売に取り組めます。
- ② 販売方法の多角化（市場出荷・契約販売・加工向け）に取り組めます。
- ③ 「甘芋ん」「鉄砲漬」の生産拡大と販路拡大に取り組めます。
- ④ 直売所（成田・酒々井）間の連携による販売強化に取り組めます。
- ⑤ 成田栗のブランド化、ブランド登録へ取り組めます。
- ⑥ 成田市農業センターと連携しての成田栗作付面積拡大に取り組めます。
- ⑦ GAP（農業生産工程管理）導入の意義や具体的な取り組み方法について普及啓発を行います。

3. 加工販売

基本方針

地場産農作物を最大限に活用し、工場の原料確保、取引先への提案、営業活動に取り組めます。また、園芸課と連携して園芸センター機能を発揮し、新鮮で安全・安心な野菜を実需者に供給してまいります。

重点実施事項

- ① 「甘芋ん」「鉄砲漬」「成田栗」の販売拡大に努めます。
- ② 直販事業の拡大と合わせて、農産物輸出拡大に努めます。
- ③ 安全運転に心がけ、正確かつ確実に配送致します。
- ④ 地場産農産物を優先的に使用し、安全で安心な商品作りをする為、地場利用率向上に努めます。
- ⑤ 安全衛生委員会を中心として衛生管理を徹底するとともに、事故防止に努めます。
- ⑥ 作業手順を見直し、さらなる効率化と異物混入防止に努めます。

販売品取扱高

(単位：千円)

品目	本年度計画	
	数量(俵)	取扱高
米	104,000	932,446
麦・雑穀	—	5,577
青果物	—	672,985
産直	—	67,900
加工販売	—	668,640
合計	104,000	2,347,548

購 買 事 業

1. 一般購買

基本方針

組合員・地域利用者のニーズを把握し、「JAの機能、役割が評価され、利用されていく為にはどうすべきか」を基本とし、事業活動を展開してまいります。

そのために、組合員・利用者個々の声を大切にし、頼られる地域密着型の事業展開をします。

重点実施事項

(1) 生産購買

- ① 営農指導（TAC）と連携し、銘柄集約、早期予約により組合員に納得していただける資材を提供します。
- ② 在庫の適正化を進め、コスト低減を図ります。

(2) 生活購買

- ① 組合員及び地域利用者のニーズにあった取扱品目の拡大を図ります。
- ② 環境や自然エネルギーを活用した商品の紹介と普及に取り組めます。

2. 農業機械事業所

基本方針

生産費削減の取組みとして、全農共同購入トラクターをはじめとした、農業機械コストの引き下げに取組むとともに、積極的な推進活動を行い、農作業の効率化・労力低減に取り組めます。また、講習会や研修会に参加し、職員の技術力向上を図りながら事業展開を行ってまいります。

重点実施事項

(1) 農業機械

- ① 全農共同購入トラクター・低価格モデル農機の紹介を行い、組合員の生産費削減に取り組めます。
- ② 農業機械事業に必要な資格取得のため、全員で講習会等に参加受講します。
- ③ 成田市農協MC農機安全指導連絡協議会・全農・成田市農業センターと連携し、農機の安全使用研修会等を開催し、事故防止に努めます。

(2) 修理・整備

- ① 移植機・収穫機・調整機の使用前整備、トラクターの無償点検を行い、修理平準化に取り組めます。
- ② 研修会・講習会に積極的に参加し、技術力の向上を図り組合員から信頼される修理・整備に取り組めます。

3. 燃料事業所

基本方針

適正な価格設定を基本にLPガス事業・SS事業共に安心・安全をモットーにより良いサービスを提供し、笑顔と元気で利用者様を迎えられますようスタッフ一同努めてまいります。

重点実施事項

- ① 組合員・准組合員の利用率向上に取り組めます。
- ② 農業用・暖房用の燃料油取扱拡大及び、配送の効率化に取り組めます。
- ③ LPガス取引契約者への保全対策及び呼び戻しに取り組めます。
- ④ 給湯器等ガス器具の更新新規需要への積極的な普及促進に取り組めます。
- ⑤ 事故防止対策（保安点検・埋設管漏洩検知機・CO中毒等）に取り組めます。

購買品供給高

(単位：千円)

分類	項目	前年度供給高	本年度計画		供給高 前年対比%
			供給高	手数料	
一般購買	飼料	3,951	3,893	389	98.5%
	肥料	159,628	175,370	27,182	109.8%
	農薬	162,120	166,890	25,868	102.9%
	生産資材	118,084	135,050	15,801	114.3%
	食品	18,402	18,440	3,633	100.2%
	家財	17,555	38,910	3,891	221.6%
	米	5,043	1,390	250	27.6%
	その他	24,651	60,260	6,629	109.5%
	計	509,435	600,203	83,643	117.8%
農業機械事業所	264,702	269,000	47,670	101.6%	
燃料事業所	723,777	589,882	106,848	81.5%	
合計	1,497,914	1,459,085	238,161	97.4%	

資産管理事業

基本方針

消費税増税を視野に入れた新築・リフォームの提案と、税制改革への対応を中心とした組合員の負託に応えるため、情報の提供・相談業務を充実し、財産診断・節税対策・納税資金対策等を進めてまいります。

重点事項

- ① 税務・法律相談を実施します。
- ② 土地有効活用相談（財産診断・全農施主代行方式等）を実施します。
- ③ 戸建住宅見学会（モデルハウス等）を実施します。
- ④ 賃貸管理業務を充実させます。

事業目標

資産管理事業収入 28,700千円

福祉事業

基本方針

利用者に元気と安心を提供できる支援を行なうと共に、継続的な支援を続けられるようサービスの向上と地域に貢献できる日常生活支援事業を構築します。さらに、JA内部をはじめ、各居宅介護支援事業所、各事業所、地域包括支援センター及び行政との関係づくりを図ります。

重点実施事項

- ① 組合員及び地域へのJA介護事業の周知徹底（認知症を始めとする介護に関連した学びの機会等）をします。
- ② 行政をはじめ他事業所との関係づくりにつとめます。
- ③ 各種研修への参加を継続し、職員の接遇・コンプライアンス遵守や医療知識・介護面の対応力の向上を図り意欲を高めます。
- ④ 介護員の確保及び3事業所における各種加算の取得を更に努め、体制づくりをしていきます。

事業目標

福祉事業収入 95,628千円

信用事業

基本方針

揺るぎない経営基盤を確保のうえ、組合員・利用者に対し「サービスの提供を変える」「接し方を変える」「収益の柱を変える」ことに挑戦します。

また、他業態と差別化した価値を提供しつつ、持続可能な収益構造を構築することで、農業・地域から一層必要とされる存在を目指します。

重点実施事項

- ① 農業者との関係性をより強固なものとするため、経営に入り込んだニーズの模索、金融・非金融における問題解決方法の提供により、農業・地域の成長支援します。
- ② 金融仲介機能を通じた農業・地域における存在感を発揮し、貸出を強化をします。
- ③ 利用者のニーズ・ライフプランを踏まえた提案・コンサルティング営業を実践します。
- ④ 人員配置・業務分担の見直しにより相談業務を強化し、組合員・利用者との接点を再構築します。
- ⑤ 専門人材育成のため、「※JAバンク千葉金融マスター制度」の資格認定者を増員し、ライフプランのサポートを強化します。

平成31年度目標

貯金：905億円

貸出金：237億円

年金友の会 会員数の状況（支所別）

（単位：人）

	公津	八生	豊住	久住	遠山	中央	酒々井	合計
平成29年末	687	389	477	529	796	648	795	4,331
平成30年末	691	407	476	553	807	651	772	4,357
増加会員数	4	8	▲1	24	11	3	▲23	26

※JAバンク千葉金融マスター制度

JAバンク千葉では金融業務のプロとして、「組合員・利用者接点の再構築」、「ライフプランサポートの実践」、「貸出の強化」に取り組む専門人材の育成が不可欠であることから、本要領を設置し「他業態と差別化した価値を提供しつつ、持続可能な収益構造を構築することで、農業・地域から一層必要とされる存在」となることを目指し、専門人材の育成強化を図るもの。

共 済 事 業

基本方針

エリア戦略に基づく地域特性に応じた推進活動を行い、組合員・利用者の満足度向上に向けて地域に密着したJ Aらしい事業活動を展開してまいります。

重点実施事項

- ① 3Q訪問活動の質的向上による、あんしんチェック・保障点検の取組みを強化します。
- ② 地域農業活性化に向けて取組みます。
- ③ 次世代・次々世代対策に取組みます。
- ④ 保全体制の強化を図ります。
- ⑤ 自動車共済の事故における対応力の強化とCS向上に向けて取組みます。
- ⑥ コンプライアンス態勢を徹底します。

事業目標

1. 新契約目標

長期共済	198億7,000万円	年金共済	1億4,000万円
自動車共済	5,400台	自賠責共済台数	1,810台

2. 目標

	長期共済	年金共済
保有契約高目標	2,857億円	136億円
純増加目標	22億円	2億円

総合財務計画

(単位：千円・%)

科目		前年度末 実績	本年度末 計画	前年度 対比	科目		前年度末 実績	本年度末 計画	前年度 対比
金融事業	現金	478,863	529,150	110.5	金融事業	貯金	87,802,327	90,553,018	103.1
	預金	53,468,577	54,230,210	101.4		借入金	1,292	—	—
	有価証券	9,865,870	10,208,000	103.4		信用雑負債	264,133	296,409	112.2
	貸出金	23,790,403	23,739,555	99.7		共済事業負債	397,270	513,030	129.1
	その他 信用事業資産	296,959	267,878	90.2					
	共済事業資産	43,004	57,912	134.6		金融負債計	88,465,024	91,362,457	103.2
金融資産計		87,943,678	89,032,705	101.2	経済事業	経済未払金	224,408	197,200	87.8
経済事業	経済未収金	324,647	281,350	86.6		受託債務	328	5,507	1,678.9
	受託債権	3,331	—	—		その他負債	46,828	13,720	29.2
	棚卸資産	691,164	783,191	113.3		経済負債計	271,565	216,427	79.6
	その他 経済資産	23,066	634	2.7		設備借入金	285,150	243,690	85.4
	経済資産計	1,042,210	1,065,175	102.2	雑負債	266,141	147,165	55.2	
雑資産	122,862	137,363	111.8	諸引当金他	176,019	162,631	92.3		
固定資産	固定資産	6,281,023	5,160,671	82.1	繰延税金負債	14,522	—	—	
	減価償却 累計額	△ 3,445,886	△ 1,808,118	52.4	土地再評価に係る 繰延税金負債	362,127	362,127	100.0	
	固定資産計	2,835,137	3,352,553	118.2	負債合計	89,840,551	92,494,497	102.9	
外部出資	3,895,251	4,632,251	118.9	純資産	出資金	1,099,303	1,096,613	99.7	
繰延税金資産	—	54,934	—		利益剰余金	3,852,440	3,601,170	93.4	
土地再評価に係る 繰延税金資産	—	—	—		処分未済持分	△ 11,513	△ 6,373	55.3	
資産合計	95,839,139	98,274,981	102.5		その他有価証券 評価差額金	190,103	220,820	116.1	
					土地再評価 差額金	868,254	868,254	100.0	
				純資産合計	5,998,588	5,780,484	96.3		
				負債・純資産合計	95,839,139	98,274,981	102.5		

総合収支計画

(単位：千円・%)

科目	項目	前年度実績 (A)	本年度末計画 (B)	本年度末計画 対前年度実績 (B/A)%	科目	項目	前年度実績 (A)	本年度末計画 (B)	本年度末計画 対前年度実績 (B/A)%
信用事業収益	資金運用収益	816,118	773,432	94.7	販売事業費用	販売品販売原価	1,184,461	1,287,489	108.6
	(うち預金利息)	(336,585)	(336,722)	(100.0)		その他の費用	138,888	125,255	90.1
	(うち有価証券利息)	(89,318)	(81,000)	(90.6)		小計	1,323,349	1,412,744	106.7
	(うち貸出金利息)	(348,976)	(318,661)	(91.3)	販売事業総利益	275,943	306,847	111.1	
	(うちその他受入利息)	(41,237)	(37,049)	(89.8)	保管事業収益	11,944	80	0.6	
	役務取引等収益	17,246	17,732	102.8	保管事業費用	5,154	1,710	33.1	
	その他事業直接収益	97,200	50,000	51.4	保管事業総利益	6,789	△ 1,630	△ 24.0	
	その經常収益	9,351	1,001	10.7	宅地等供給事業収益	29,612	28,700	96.9	
	小計	939,916	842,165	89.6	宅地等供給事業費用	6,155	5,010	81.3	
信用事業費用	資金調達費用	41,827	47,372	113.2	宅地等供給事業総利益	23,457	23,690	100.9	
	(うち貯金利息)	(40,869)	(45,794)	(112.0)	福祉事業収益	88,836	95,628	107.6	
	(うち給付補填金繰入)	(335)	(380)	(113.4)	福祉事業費用	24,466	26,514	108.3	
	(うちその他支払利息)	(623)	(1,198)	(192.2)	福祉事業総利益	64,370	69,114	107.3	
	役務取引等費用	7,150	7,200	100.6	その他事業収益	14,482	12,000	82.8	
	その他直接費用	80,400	-	-	その他事業費用	124	-	-	
	その他經常費用	78,781	72,866	92.4	その他事業総利益	14,358	12,000	83.5	
	小計	208,159	127,438	61.2	指導事業収入	5,106	7,414	145.2	
	信用事業総利益	731,756	714,727	97.6	指導事業支出	28,157	29,090	103.3	
共済事業収益	共済付加収入	421,345	450,000	106.8	指導事業収支差額	△ 23,050	△ 21,676	94.0	
	共済貸付利息	3,777	6,300	166.7	事業総利益	1,756,916	1,798,253	102.3	
	その他の収益	29,214	26,000	88.9	事業管理費	人件費	1,142,055	1,155,165	101.1
	小計	454,338	482,300	106.1		業務費	130,128	151,442	116.3
共済事業費用	共済借入金利息	3,777	7,000	185.3		諸税負担金	71,722	72,590	101.2
	共済推進費	12,266	16,500	134.5		施設費	272,103	372,331	136.8
	共済保全費	3,318	3,800	114.5		雑費	13,528	15,043	111.1
	その他の費用	2,937	2,700	91.9	計	1,629,539	1,766,571	108.4	
	小計	22,300	30,000	134.5	事業利益	127,376	31,682	24.8	
共済事業総利益	432,037	452,300	104.6	事業外	収益	38,811	28,906	74.4	
購買事業収益	購買品供給高	1,497,914	1,459,085		97.4	費用	875	645	73.7
	購買手数料	6,271	5,450		86.9	計	37,935	28,261	74.4
	その他の収益	47,438	44,315	93.4	経常利益	165,312	59,943	36.2	
	小計	1,551,624	1,508,850	97.2	特別	利益	10,545	-	-
購買事業費用	購買品供給原価	1,271,559	1,220,924	96.0		損失	36,061	232,611	645.0
	その他の費用	48,811	45,045	92.2		計	△ 25,515	△ 232,611	911.6
	小計	1,320,370	1,265,969	95.8	税引前当期利益	139,796	△ 172,668	△ 123.5	
購買事業総利益	231,253	242,881	105.0	法人税・住民税及び事業税	43,661	2,732	6.2		
販売事業収益	販売品販売高	1,504,349	1,625,086	108.0	法人税等調整額	△ 3,950	15,000	△ 379.7	
	販売手数料	45,318	50,437	111.2	当期剰余金	100,085	△ 190,400	△ 190.2	
	検査手数料	4,212	4,795	113.8					
	その他の収益	45,412	39,273	86.4					
	小計	1,599,293	1,719,591	107.5					

「JAバンク基本方針」の変更について

定款第42条第3号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2 平成30年3月16日変更の主な内容

平成30年3月16日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、以下の(1) aおよびbは平成31事業年度から実施されることとなり、その他は当該承認の日から実施されました。

今後の経営環境の変化等を見据え、組合員・利用者に対する良質なサービスの提供を持続する観点から、個々の経営体およびJAバンクシステムの健全性・安定性を盤石とするため、主に以下のとおり変更されました。

- (1) 個々の経営体の健全性確保に向けた対応
 - a 法令等により会計監査人を置くべきJA等について、会計監査人監査に基づき経営の透明性および信頼性を確保する責務を定める。また、同監査を受けることが困難となったJA等にかかる指導の枠組みを定める。
 - b aに該当しないJAについて、会計監査人の設置に努める責務を定め、設置までの間会計監査人監査に代わる調査を行うこととする。
 - c aに該当しないJAが一定時期までに組織再編による経営基盤の強化を選択した場合の支援の枠組みを定める。
 - d JAの内部管理態勢強化のための適正な整備期間を定める。

(2) J Aバンクシステムの安定性確保に向けた対応

- a 支援の前提条件等について、基本方針には重要かつ基本的な事項を定め、その他は個別案件ごとに必要な審議を行う方式に改める。
- b 経営問題が発生したJ A等への迅速な対処のための指導および自助努力の徹底等を前提条件とした支援の枠組みを定める。

(3) その他

J A等の会計監査人と農林中金との間で情報連携が実現しない場合等に、農林中金が個別に報告・調査を求める枠組みを定める。

以 上

メ モ

議 決 権 行 使 書

成田市農業協同組合 御中

私は、平成31年3月30日開催の貴組合総代会における各議案につき、下記（賛否表示欄を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

平成31年 3月 日

組合員氏名 _____

議決権行使個数 1 個

切
り
取
り
線

議 案	賛 否 表 示 欄	
第 1 号 議 案	賛 成	反 対
第 2 号 議 案	賛 成	反 対
第 3 号 議 案	賛 成	反 対
第 4 号 議 案	賛 成	反 対
第 5 号 議 案	賛 成	反 対
第 6 号 議 案	賛 成	反 対
第 7 号 議 案	賛 成	反 対
第 8 号 議 案	賛 成	反 対
第 9 号 議 案	賛 成	反 対
第 10 号 議 案	賛 成	反 対
第 11 号 議 案	賛 成	反 対
附 帯 決 議	賛 成	反 対

（注）各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

氏 名 _____

ⓐ

※議決権行使書面の記載に当たっての留意事項

議決権行使書面は次により取り扱いますので、ご留意のうえ、議決権を行使いただきたくお願いいたします。

- 1 書面による議決権の行使については、当組合の定款第49条の規程により取扱います。
 - 2 書面により議決権を行使する場合は、総代会資料に添付してある「議決権行使書面」用紙に必要事項を記載し、平成31年3月29日午後5時までに当組合各支所宛にご提出ください。
 - 3 賛否のご記入は、黒のボールペンをご使用いただき、はっきりと○印をご記入ください。賛成・反対欄に○印の記号のほか他事を記載したものは無効となる場合があります。
 - 4 次の各号に該当する議決権行使書面は、「無効」として取扱います。
 - ① 所定の用紙を用いないもの
 - ② 署名または記名押印のないもの
 - ③ 氏名を訂正しているもので、訂正印のないもの
 - ④ 賛否を訂正しているもので、訂正印のないもの
 - ⑤ 賛否を訂正しているもので、訂正印の印影が、記名押印の印影と異なるもの
 - ⑥ 賛否の欄に○印の記号のほか他事を記載したものただし、次の場合は有効とします。
 - (1) 賛成に○印があり、反対に×印を記入したもの（賛成）
 - (2) 賛成に×印があり、反対に○印を記入したもの（反対）
 - (3) 賛成に表示がなく、反対に×印を記入したもの（賛成）
 - (4) 賛成に×印があり、反対に表示のないもの（反対）
 - ⑦ 賛成及び反対の双方に○印の記号を記載したもの
 - ⑧ 賛成又は反対のいずれかに○印を記号を記載したものの確認し難いもの
- 5 議決権行使書面を申し出により再発行したときは、再発行した議決権行使書面を有効として取扱います。
- 6 議決権行使書面は、農協法第16条8項で準用する会社法第311条に基づき、総代会の日から3箇月間、本所に備置し、正組合員から適法・適正に請求があれば、閲覧・謄写に応じることになっています。

委任状

成田市農業協同組合 御中

平成31年3月 日

住 所

正組合員氏名

印

私は、_____を代理人として定め、平成31年3月30日開催の
貴組合第54回通常総代会の下記の議案について議決権を行使することを委任します。

切
り
取
り
線

第1号議案 組織再編成について

第2号議案 資産の取得について

第3号議案 定款の一部変更について

第4号議案 成田市農業協同組合同規約の一部変更について

第5号議案 監事監査規程の一部変更について

第6号議案 信用事業規程の一部変更について

第7号議案 平成30年度事業報告及び剰余金処分案の承認について

第8号議案 会計監査人の選任について

第9号議案 第11次3か年地域農業振興計画・経営計画について

第10号議案 平成31年度事業計画設定について

第11号議案 平成31年度における理事及び監事の報酬について

附帯決議

報告事項

以上

みんなの役割り

■ 組合員の役割り

1. 組織の役員や世話係には、すすんで協力します。
2. 組合の施設は、自分のものと同様に大切にします。
3. みんなで決めた申し合わせには従います。
4. 会合には遅れずに出席し、みんなの時間をむだにしません。
5. 協同の力で、仲間同士助け合います。
6. 組合のあらゆる問題についてすすんで発言し、建設的に提言します。
7. 家族ぐるみで組合事業に参加し、積極的に利用します。
8. 生産組合組織や業種組織の活動にすすんで参加し、組織を強化します。
9. 研修会や講習会にはすすんで出席し、共同意識を培います。
10. 仲間づくりにつとめ、協同の輪を広げます。

■ 役員の役割り

1. 組合員の意志を尊重し、常に組合員の組合として運営されるよう力を尽くします。
2. 組合員組織の自主性を尊重し、組織相互間の摩擦を除き、協調をはかります。
3. 組合員に組合の方針、計画を適切に伝えます。
4. 誠実を第一とし、組合員の利益を優先します。
5. 出身地区の組合員だけでなく、組合員全体の代表として行動します。
6. 市町議会議員の兼職は原則として避け、組合運営に専念します。
7. 職員の立場を十分に尊重し、共に励まし合います。
8. 組合の事業、施設を率先して利用します。
9. 組合と競合関係にある事業には関わり合いません。
10. 会合には遅れずに出席し、みんなの時間をむだにしません。

■ 職員の役割り

1. 協同組合の理念をよく理解し、協同活動を推進します。
2. 組合員との対話を深め、その意志反映と、信頼関係の向上につとめます。
3. 事業の方針や内容をよく理解し、目標達成に励みます。
4. お互いの連絡と協調をよくし、正確で効率のよい仕事をします。
5. 常に研鑽に努め、職務に必要な知識技能の向上をはかります。
6. 明るく、礼儀正しく、親切的態度で応対します。
7. 規律を守り、時間を大切にし、誠実に行動します。
8. 健康管理に努め、意欲と責任感をもって業務に取り組めます。
9. 組合の施設を大切にし、常に整理整頓に努めます。
10. 組合の事業を率先して利用します。